



| | |
|------------------|---|
| Title | 入會權の實證的研究 |
| Author(s) | 小林, 巳智次 |
| Citation | 北海道帝國大學法經會法經會論叢, 7, 23-68 |
| Issue Date | 1939-03 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/10664 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 7_p23-68.pdf |



入會權の實證的研究 (其の一)

青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸對同郡柏木町大字岩館係爭事件を中心として

小林 巳 智 次

目 次

はしがき

第一章 入會權を繞る兩町村の一般的情勢と入會關係概要

第一節 兩町村の一般的情勢

第二節 兩町村に存する入會關係の概要

第二章 係爭の沿革經過及び結果

第一節 概 觀

第二節 藩制時代

第三節 明治初期

第四節 明治中期より大正・昭和時代に至るまで

その一 第一審

その二 第二審

第五節 和解成立の經過と其の條件

あとがき

は し が き

(一) 維新の大業なるや、明治政府は急速に歐米先進國の諸制度を移入し、土地制度の如きも在來の封建的色彩を一變して、資本主義を基礎とした近代的體制の下に置換えられた。しかしながら、小作・水利・入會等、農業

法上の重要問題は、多く不完全な、若くは不十分な法規に委ねられ、體裁よく云へば、慣習の法律的效力を認め、民意にそつたかの如くであるが、事實は、短日月の間に先進國との足並を揃へるため、又この歴史的乃至民族的特質を帯びた法律問題の解決を、農民生活の安定を犠牲として、一時的便法に依つて糊塗したことが、後年の禍根となつたのである。就中、入會制度についてこの憾みが最も甚しい。夫故に、爾來躍進を重ねた經濟的法制の唯中にあつて、全く取残されたこの部門には、深刻な紛争が相次いで發生し、農村に一抹の暗翳をもたらしてゐる。

勿論學者が斯かる重要問題を看過すわけではない。既に法律學並びに經濟學上の貴重な研究が多く公表されてゐる。比較法的方法によるゲルマン固有法の移植の如きはその最も代表的な例であり、殆んどこれに依つて法律上の難問は解決されたかの如き觀を呈してゐる。

しかしながら、足一度農山村に這入つて、現實の問題に觸れ、直接利害者たる村民と話して見ると、問題は必ずしも解決されて居ると思はれない節が屢々ある。法理的又は文献的には、解決された筈でも、農山村經濟生活の要求とは必ずしも一致せず、従つて現實の社會問題としては尙ほ且つ追究す可き餘地が残されてゐる。こゝに本問題を取上げた主なる理由と目的とがひそんでゐる。

(二) 然らば如何なる方法で研究するか。従來行はれてゐる方法も素より必要である。しかし、現實の問題を個別的に克明に吟味することも亦實證的方法として意義がある筈だと思ふ。夫れには本邦全體に及ぶことは差當り事情が許さない。其處で、私は東北地方に於ける典型的の事例を對象とし、これを縦斷的に研究することにした。蓋し入會權の社會經濟的性質から推しても、封建的性質の今尙ほ最も濃く殘存してゐる同地方が、この問題の豊庫であることは想像できやう。加之、兼ねて同地方の小作制度を研究した際に、林野制度と密接な關聯あることを痛感してゐた折でもある。この他、私の任地と地理的に接近してゐる事も一つの理由である。

斯うして、第一に取上げたのが茲に述べる青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸と同郡柏木町大字岩館とを繞る入會係争事件である。これを選んだ一つの理由は、資料を比較的速やかに得られる便宜が有つたことにもよるが、津輕地方に多い他村入會の典型的事例であるといふことが寧ろ重要な理由である。尙ほ本篇を草するに當つては、先づ問題の社會經濟的意義を明らかにし、次に法律的資料を史的發展過程に應じて説明しておいた。斯かる方法は農業法の如き特殊分野に於ては、問題の具象性を把握するために必要であると信ずるからである。唯、斯種の農山村問題に就いては、關係諸公文書に於いてさへ屢々一致を缺き、或ひは不明確なことがあり、況して村民の語るところや、民間に残された文書等には往々誤謬も見受けられる。之等の缺陷は他日の再考にまつて是正することゝなし、一通りの研究報告として之を公表する次第である。兎もあれ、私は豫めア・ブリオリの抽象的概念から出發することを避け、出来るだけ、農山村の實相を捉へることに努めた。且つ又、箇々の事例の描寫に重きを置き、入會權の全面的批判は後に譲つて綜合的に觀察することにした。

(三) 本研究は服部報公會の厚き援助の下に行つてゐる「本邦林野制度の研究」の一部を爲すものである。別に明治初年の判例を知るを必要としたので、斯種の研究に定評のある戒能通孝氏に、これが要旨抄録を依頼することゝした。然るに氏は單に要旨を作製するに止まらず、更に幾多の研究を進め、既に續々と學界に公表せられ、之等は何れ要旨と併せ、改めて公刊する豫定である。尙ほ右研究の一部門として別に「盜伐」を取上げ、佐藤昌彦氏が擔當して居られる。

東北地方に於ける入會制度と盜伐との關係に就ては他の機會に譲ることゝした。

終りに資料の蒐集に就いて多大の便宜を賜はつた農林省山林局、札幌控訴院、青森地方裁判所、青森縣林務課、並びに各關係町村當局に對し、茲に深甚なる謝意を表しておき度い。

第一章 入會權をめぐる兩町村の一般的情勢

と入會關係の概要

第一節 兩町村の一般的情勢

(一) 津輕の舊都弘前から、奥羽線に乗つて南下すること五里許りで、近頃スキーで名高い湯の街大鰐に達する。此處は津輕平野の盡くる限界で、これから南は山岳重疊として鬱蒼たる林野が遙かに秋田縣境まで及んでゐる。これが本問題の起つた地元碓ヶ關村に他ならない。柏木町は之と反對の方向、大鰐と弘前との略中央に位し、町とは呼ばれながら一望坦々たる豐沃な田畑に蔽はれた農村である。即ち大鰐を中心として、同じく津輕地方とは云ひながら、南北に相對峙する兩町村は、一は典型的の山村であり、他はこれ亦典型的の林野の乏しい農村である。つまり、農家經濟に缺く可からざる林野資源について、「持つ村」と「持たざる村」とが偶々相隣接して存在したところに、民法に所謂「地役の入會權」が生れた自然的條件が備つて居るのである。ところで、この兩部落は、古くは藩制時代から、この入會について相争ひ、その後時代は改つて明治となつても再三争議を繰返したが、裁判所や縣當局の斡旋が功成つて漸く數年前一世紀に亘る問題も解決した。そうしてその和解の協定が成立したのは外ならない大鰐町役場の樓上である。つまり大鰐は地理的に兩者の間に介在するのみならず、精神的にも常に兩者の仲介人として重大な役目を演じたのである。

(二) 碓ヶ關村は廣袤七平方里に垂んとする大村であり、この點では郡内では勿論、青森縣下としても有數の大村である。これに反し、柏木町は半平方里にも足らない小村であり、前者と著しい對照を示してゐる。しかし人口では略々接近し、後者が僅かに一割五分程多い。従つて人口密度に於ては前者の三九人（一方軒）に對し後者は六六二人に達し、飽和状態をなしてゐる。

| 碓ケ關 | 世帯 | 人口 | 面積(方軒) | 人口密度(方軒) | 大字數 |
|-----|-----|-------|--------|----------|-----|
| 碓ケ關 | 七三三 | 四、〇七六 | 一〇九・〇〇 | 三六 | 三 |
| 柏木 | 七九八 | 四、七九六 | 九・一六 | 六三三 | 一〇 |

備考 青森縣統計書(昭和一〇年)第一編土地・戸口・其他、六一七頁に據る。

(三) 次に、土地分布の状況を見れば、碓ケ關の大半は國有林に屬し、山村の常として田地は僅少で畑地が多い。柏木は林野は殆んど零に近く、地藉の大半は民有の田畑に屬し、碓ケ關の奥から發する岩木川に沿ふて、灌漑のよく備つた沃地を形成し、縣下有數の良米と林檎の産地である。従つて、前者の約三分の一強の地藉を以つて、克くその四倍に近い賃借價格に達する民有々租地を擁して居る。

| | 總數 | 田 | 畑 | 山 | 林 | 原野 |
|------|---------|--------|-------|-------|-------|----|
| 碓ケ關 | 一、六〇〇町 | 一八三 | 一四六 | 三九三 | 七六 | |
| 地積 | 四四、六五二町 | 三六、一七七 | 六、三九一 | 一、一四五 | 一、八三五 | |
| 賃借價格 | 五四、六町 | 四七、三 | 三、〇三三 | — | — | 一八 |
| 柏木 | 一、三、一〇〇 | 一四、一〇三 | — | — | — | — |
| 地積 | — | — | — | — | — | — |
| 賃借價格 | — | — | — | — | — | — |

備考 青森縣上掲、二四—二五頁に據る。

斯くの如く、民有々租地から見れば、碓ケ關ではその七六%を林野で占め、耕地は田畑合せて二三%弱に過ぎない。之に對し、柏木の林野は僅かに一%弱、耕地は水田のみで八七%、畑を合せれば九二%に達する。尙ほ民有無租地の中、柏木には林野はなく、碓ケ關は一四七町餘の中、保安林が一四四町餘を占め、こゝにも山村の特徴を示してゐる(青森縣上掲、三四—三五頁)。

尙ほ、碓ケ關に於ける林野所有別形態を見れば、總面積八、四七六町の中、實に八、〇一二町、即ち約九五%は

國有林で蔽はれて居る。従つて、その地籍内に有數の大森林が横つてゐるといふことのみから、直ちに村自體が林野資源に恵まれてゐるとは速斷出來ない。勿論、國有林の所在地として若干の恩典に浴してゐるが、夫れのみで、村の公私經濟生活が著しく向上しても居ない。

| 實數 | 總面積 | 御料林 | 國有林 | 公有林 | 社寺有林 | 私有林 |
|------|-----|-----|------|-----|------|------|
| 八四七町 | — | — | 八〇三町 | 五七町 | — | 四〇五町 |
| 比 | 100 | — | 九四・六 | 〇・六 | — | 四・七 |
| 率 | | | | | | |

備考 碓ヶ關村要覽（昭和一〇年度）に據る。

(四) 次に兩町村の農家戸數を見るに、碓ヶ關は昭和十年度に於いて全戸數七三二に對し、農家戸數四八七（六九%）を算へ、柏木は同年度の全戸數七九九の中、六三三戸（七九%）である（夫々兩町村要覽に據る、前掲青森縣統計書と若干の相違があるが、暫く前者に依つておく）。自小作別を見れば、碓ヶ關が自作一八二、自小作一一、小作一八四、（三七%、二五%、三八%）を算し、柏木に就いては要覽にこの項目を缺いて居るので差當り判明しないが、耕作反別から見れば、自作二三五町、小作二七〇町となつてゐる。而して、兩者の一戸當り平均耕作反別は、碓ヶ關が水田〇・四二町、畑〇・二八町、計〇・七〇町となり、柏木は水田〇・七六町、畑〇・〇五町、計〇・八一町となる。即ち、東北地方の農家平均が約一・四二町、青森縣平均が約一・五三町に比較すれば可成りの開きがある。尤も、南津輕郡の夫れも約一・二〇町であるから同地方が一般に低いことは明らかである。

註 東北地方及び青森縣の平均耕作反別は木下彰「經營組織より見たる東北農業の特殊性」（農業經濟研究、一一卷二號）二八一—二九頁に依つた。これは昭和七年度「農事統計表」より算出したもの。南郡の分は青森縣統計書第三編産業六一七頁より算出した。調査年度が若干前後して居るが、大勢を知るには差支あるまい。

(五) 農耕と關聯のある家畜數を附記しておかう。何れも昭和十年度の計算である。

| | | | | | |
|----|----|-------|-------|-------|-------|
| 馬 | 豚 | 山 | 羊 | 兔 | 鶏 |
| 八九 | 八五 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 五、四三三 | 二、一九〇 |
| 一七 | 二六 | 五 | 六〇 | | |
| 木 | | | | | |
| 碓 | ケ | 關 | | | |
| 柏 | | | | | |

備考 前掲兩町村要覽による。

(六) 以上で本問題に關聯のある兩町村の概況は大體知ることが出來やう。即ち、碓ヶ關は表面上大村としてその中に廣漠な林野を擁するが、實質上必しも林野資源を「持つ村」ではない。近年林檎栽培其他副業の奨勵が行はれ、幾分か向上しつゝある。これに對し、柏木は夫の地籍内に林野を持たないが、後述する様に、附近の山村に入會つて豊富な用益權を享有してゐる。例へばその肥料消費狀況(昭和十年)を見るに、自給肥料が二八、五一五圓、購入肥料が二九、四三三圓、即ち全體の約半額が、綠肥・堆肥其他の自給肥料であるが、その大部分は入會權の恩惠によると云はれやうと思ふ。尙ほ兩町村の財政状態を見れば寧ろ後者が遙かにすぐれてゐる。次に示す政府の補助交付金の多寡などもこれが推量の一資料とならう。

| | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 歳 | 出 | 總 | 額 | 補 | 助 | 金 | 比 | 率 |
| 四、七三三 | 四、七三三 | 四、七三三 | 四、七三三 | 一七、三〇一 | 一七、三〇一 | 一七、三〇一 | 三六% | 三六% |
| 四、七三三 | | | | 五、六六三 | | 五、六六三 | | 二二 |
| 碓 | ヶ | 關 | | | | | | |
| 柏 | | 木 | | | | | | |

備考 兩町村要覽による、昭和十年度分。

(七) 最後に問題の係争事件に直接關係のある兩部落について一言しておかう。地元即ち承役地側である碓ヶ關村大字古懸は、村役場の所在地である中心の大字碓ヶ關から約二キロ許り南西に距つた、林野で圍れた山峽の部落である。最近の戸數は一三八(昭和十年)で殆んど全部が農家である。村役場の調査によれば同地籍内には、

田一三町、畑二一六町、原野二二二五町となつてゐる。

入會側である柏木町大字岩館は、最近（昭和十三年十月）の調査によれば、戸數七五、その中、農家は五九戸（自作二、小作三二、自小作二五）である。耕地は自作一三町、小作二六町餘、計三〇町弱であり、この他に他に貸付けたものが約三町ある。馬匹は全部で七頭に過ぎない。總じてこの地方は、同じく青森縣でも東部の舊南部領地方と異り、畜産は旺んでない。

以上で、兩部落間に入會關係が發生存續する自然的並びに經濟的事情は略明らかになつたが、然らば、これが何故に多年に互つて紛争の原因となつたかといふと、其處には特殊の歴史的事情が伏在し、昔から相互に感情の融和を缺いてゐたことが相當重大な役割を演じてゐたらしい。といふのは、古懸にはこの外に尙ほ他の數部落間と入會關係があるにも拘らず、古來再三訴訟沙汰となつたのは之れのみである。然らばその歴史的事情とは何であるかといふに、若干の文献や、村人の語る所を綜合した結果、知り得た處によれば、同じ津輕藩に屬しながら、古懸は藩主と特殊な關係にあり、他方、岩館も古來由緒ある部落で經濟的にも前者よりも有力な地位にあるので、兩々互に相譲らず、自然に兎角圓滑を缺いたらしい。何れにしても、斯様な歴史的反感があつたにも拘らず入會關係は依然として存在の必要があつたので、これがため一世紀に亘り、執拗に兩部落相争ふに至る運命におかれたのである。

註 古懸には有名な國土寺（古懸の御不動）があり、嘗ては鎌倉時代に北條氏の祈願所であつた。後、天正十六年（紀元二二四八）津輕氏が寺號を國土不動院と改め國家鎮護所となし、伽藍を壯大にし寺領を與へ國境有事の際の陣屋たらしめんとした。今は見る影もないが尙ほ地方の信仰が篤い。他方、岩館は古文書の岩楯で、鎌倉時代に津輕曾我氏の據つた所、大光寺の曾我氏と共に相對立した。何れも元は北條氏から此地方の地頭として差遣されたものである。承久四年（紀元一八八二）執權義時からの補任狀に史實が明らかである。（西田源藏・青森縣誌に據る）。

第二節 兩町村に存する入會關係の概要

(一) さて前節で明らかになつた様に、碓ヶ關は其の大部分が國有林に依つて占められてゐるとは云ひながら、尙ほ且つ、村民の需要に餘る林野を有し、之に反して柏木は殆んど林野に恵まれて居ないので、所謂「他村持入會」若くは民法上の地役權類似の入會關係が兩者の間に古來結ばれた。しかし碓ヶ關村の三大字の中、碓ヶ關は約四六〇戸、即ち全戸數の三分の二を擁する大部落としては林野が比較的乏しく、久吉は約七〇戸に過ぎない最小部落であるが周圍は主に國有林であり、且つ又他町村とは最も離れた國境方面であるために、結局、他町村に近接し、又部落有林野の比較的多い古懸のみが入會の所在地とならざるを得なかつたのであらう。

尤も、この他に、地盤入會共に同村内部落に屬する入會關係は次の通り三ヶ所存在する。前二例は所謂「村中入會」に屬し、第三例は現在は同一村であるが、藩制時代には別村であつたから「他村持入會」即ち民法上の地役權の入會である。

| 所 | 在 | 地 | 積 | 入會權者 |
|-----|-------|---------|-----|-------|
| (1) | 大字碓ヶ關 | 字碓ヶ關六〇 | 外六筆 | 大字碓ヶ關 |
| (2) | 大字古懸 | 字四戸橋九〇 | 外七筆 | 大字古懸 |
| (3) | 大字碓ヶ關 | 字踏田切五ノ一 | 外三筆 | 大字久吉 |

備考 昭和五年十月二十七日、青森縣より農林省山林局に回答せる「林野入會關係調査の件」(青農第一八〇八)號に據る。
 之等自村内の入會關係に就ても調査したがその研究は別の機會に譲つておく。

(二) 然らば古懸に於ける入會の概要如何。元來この地方には藩制時代から入會の慣行のあつたことは古文書に明らかである。ところが、明治維新により藩籍奉還となり、やがて地租改正や地券制度が行はれ封建制が近代的土地制度に置換えられた結果、地券は地元村へ下附されたが、舊來の入會關係はそのまゝ存続することゝなつた。

之等の詳細は何れ次章に述べるが、當時古懸と入會村全部との間に結ばれた協定書を次に掲げやう。これに依つて慣行や入會村及び入會地の大小等迄知る事ができる。

爲取換證

今般地租御改正ニ付秣場之儀ハ地元村江地券御下渡可相成候得共御官員御出張之上秣苅取之儀ハ總テ別紙記載之場所ニ於テ慣習之通り双方共差心得異議等無之様可致條深ク御諭達之趣奉長候隨而左ニ

一 秣場反別ニ應シ地租地課金本村並入會村共年ノ豊凶ニ不拘可差出事

但シ地租ニ關スル割賦金ハ同様ノ事

一 改正入費之儀ハ本村入會共現今及今後共反別相當可差出事

一 野火番賃錢ノ儀ハ入會村所ヨリ本村ヘ左之割合之通可差出事

但シ其年ニヨリ實際不得止別段入費相掛候節ハ區務所ニテ調査シ協議ノ上相當差出ス可キモノトス

一金 五十三 錢 石川村

一金 十 四 錢 小金崎村

一金 五 十 錢 岩館村

一金 二 十 五 錢 原田村

一金 二 十 五 錢 石郷村

一金 二 十 錢 小杉村

一金 十 八 錢 堀越村

一 登山斷之節者慣行通り入會村ヨリ本村江左ノ割合ヲ以テ可差出候事

一 酒四升身欠二把 石川村

一 酒二升身欠一把 小金崎村

一 酒八升身欠二把 岩館村

外ニ酒一升身欠餅二把、但シ字無譯分

一 酒二升身欠四錢代 原田村

- 一 酒二升身欠四錢代 石郷村
- 一 酒二升身欠半把 小杉村
- 一 酒二升 堀越村

右之通双方共交際上信義ヲ旨トシ入會秣斯取向來聊異論等致間敷段今般地租御改正ニ付爲後日更ニ約定爲取換申證書仍而如件
 明治十年九月十日
 第二大區十小區石川村
 村用掛工藤吉太郎代理

- 齊 藤 兼 吉 ㊦
- 村用掛 工 藤 三 吉 ㊦
- 村用掛 工 藤 三 治 郎 ㊦
- 惣代 工 藤 三 治 郎 ㊦

(以下各村略同様ニツキ省略)

地元第二大區十小區

古掛ヶ村 御中

備考 後章に記す岩館對古懸入會權係争の第一審(明治三十二年)に於ける證據書類乙第九號に據る。

(三) 尙ほ、古懸村に存する「入會村名寄元帳」(明治十一年四月調製)に依れば、次の如く、前記協定書に示された外に藏館が加つてゐる(番號は便宜上私が付けたものである)。

| 地 | 籍 | 反 | 別 | 地 | 價 | 地 | 租 | 入 | 會 |
|---|-----------|---|--------------------|---|--------|----|--------------------|------|---|
| 一 | 字三ツ森一番 | | 五・八九六 ^町 | | 一七・一〇 | | 〇・六七八 ^円 | 藏館村中 | |
| 二 | 字清野澤四一番ノ中 | | 三三・三〇〇 | | 一〇・九〇 | | 二・七四 | 石川村中 | |
| 三 | 字清野澤四二番 | | 三五・三〇〇 | | 一三・五〇 | | 二・八八九 | 石川村中 | |
| 四 | 關根澤二番ノ内 | | 二六・〇四七 | | 一一・〇〇 | 内譯 | 二・七〇 | 石郷兩村 | |
| | | | | | | | (一・三八五) | 原田兩村 | |
| | | | | | | | (一・三八五) | | |
| 五 | 關根澤二番ノ内 | | 七三・〇〇一 | | 二二・二〇〇 | | 五・三三〇 | 岩館村中 | |

| 計 | 地籍反別 | 地價 | 地租 | 持主 | |
|---|------------|---------|--------|--------|-------|
| 六 | 字山元無澤三九番ノ内 | 一五・六〇〇 | 六六・三六四 | 一・六九九 | 岩館村中 |
| 七 | 字四戸橋九〇番ノ内 | 一九・五二四 | 八三・〇四九 | 二・〇七六 | 堀越村中 |
| 八 | 字四戸橋九〇番ノ内 | 一・三二四 | 四七・七六〇 | 一・一九四 | 小金崎村中 |
| 九 | 字四戸橋九〇番ノ内 | 一〇・八三九 | 三五・七三〇 | 〇・八九三 | 小杉村中 |
| 計 | | 一〇一・九七九 | 八〇・一六一 | 一〇・三〇三 | |

越石分

| 計 | 地籍反別 | 地價 | 地租 | 持主 | |
|---|--------------|--------|--------|-------|-------|
| 一 | 字三川森二番ノ内一號 | 二・六九三 | 四三・〇〇四 | 一・〇五〇 | 藏館村中持 |
| 二 | 字山元無澤三九番ノ内一號 | 二八・一六〇 | 二九・七九三 | 二・九九五 | 苦木村中持 |
| 計 | | 四〇・八五三 | 七二・七九七 | 四・〇四五 | |

右の如く、越石と併せれば、九ヶ村二四〇町歩餘の入會地が古懸地藉内に存在した。而して、其後多少の異動は別として、引續き近年まであまり變化は無かつた。

註 前掲、昭和五年、青森縣より農林省への報告によれば、南津輕郡には地役權の入會は絶無であり、「共有の性質」を有する入會權は千二百餘町歩あるが、その中、碓ヶ關村に屬するものは次の通り示してゐる。然しこれは、「地役權的性質」の謬りである。斯様な分類上の誤謬や屢々見受けらるゝ計算の不一致等は、調査の粗漏に基くことも有らうが、寧ろ、入會權が各地方により或は時代により、形式内容共に多少宛異なるために、概念的分類の至難であることが根本的原因である。従つて直ちに關係者のみを責めるのは酷であらう。

| 町村別 | 所 | 在 | 面積 | 地盤所有 | 入會權 |
|-----|-------------|---|----------------------|------|-------------|
| 碓ヶ關 | 大字古懸字四戸橋外四筆 | | 一七〇・九三八 ^町 | 大字古懸 | 柏木町大字小杉外八部落 |

右の統計に擧げられた「外四筆」は詳記されないので何處であるか判らないが、何れにしても、本村で所謂入會權の解消が初めて行はれたのは昭和六年以後であるから右調査當時は五筆以上の入會地が存在した筈である。

(四) 然るに、其後我國の林業政策が改まり、入會制度の存続が主として林政的見地から批判の對象となり、遂に部落有林野整理統一方針が決定され、明治四十三年十月内務農商務兩次官の依命通牒となつて、各地方長官に對しその實施を勸奨することゝなつた。即ち、その中入會整理に關する事項として「公有林野中入會權等ノ爲共同使用ニ供セラルルモノハ舊慣及事情ヲ調査シ之カ解除又ハ制限若ハ使用區域割當等ノ方法ヲ取り前各項整理ノ目的ヲ完成スルニ努ムルコト」と指示された(松波秀實・明治林業史要、一二六頁)。之れに依り各地に整理統一事業が行はれ、青森縣としては最近に至るまでには、次の様な成績をあげてゐる。

| 入會整理 共同使用廢止 | 整理濟面積 | 未濟面積 | 計 |
|----------------|--------|---------|---|
| 五、八五〇町 | 五、四一〇町 | 一一、二六〇町 | |
| 一六、九三四 | 五〇、九九三 | 六七、九二七 | |

備考 昭和十一年度末現在、青森縣林業要覽による。

右の方針に基く縣當局の斡旋により、古懸の他村入會も近年に至り漸く整理の氣運動き、先づ昭和六年九月十八日の柏木町大字原田との協定に始まり、昭和十一年に至り問題の岩館との協定成立を殿りとして全部解決した。年次順に記すと次の通りである。

| 入會 | 年月日 | 土地分割比率 | 入會 | 年月日 | 土地分割比率 |
|------|-----------|--------|----|----------|------------------|
| 原田 | 昭和六年九月十八日 | 二八・七二 | 堀 | 昭和七年三月九日 | 放棄(但し地元より二〇〇圓提供) |
| 石原郷 | 同右 | 二八・七二 | 杉越 | 同 | 三二・六八 |
| 三川 | 同 | 三四・六六 | 岩館 | 同 | 地形により大體三四・六六に分つ |
| 四小金崎 | 同 | 三四・六六 | | | |

協定成立の條件は右の通り何れも土地所有權の分割であり、その比率は平均三二・六八%となつてゐる。同地方の慣例として、地元二〇乃至三五%、入會八〇乃至六五%を普通とすると唱へられてゐる。但し實測面積は必ずしも右と一致しない。例へば岩館との關係について見れば、全面積（二口合計）八九・九八^町一〇の中古懸二一・九二^町一五、岩館六八・〇五^町三五、即ち約二五・一七五%となる。尙ほ堀越は放棄の代償として、地元より謝禮金名義で二百圓を受領してゐる。又、藏館の分は訴訟費用に充てるために賣却したので、右表には掲げなかつた。

右協定の結果、所有權は各部落間に分割され、結局、一つの他村持入會が解消した代りに、夫々の部落に部落有地が生じ、從來の入會村に取つては新たに自村持入會地が生れたことになる。民法上の用語例によれば、各入會部落には所謂「地役權」的入會權の代りに、新たに「共有」的入會地が発生したのである。従つて關係官廳や當事者が斯かる現象を單に入會權の解消と呼んでゐるが、實は昔の他村持入會の解消にすぎない。

(五) 以上地元^二の古懸についての説明は大體終つたが最後に柏木町について一言しておかう。本村は十大字より成り、前記岩館の外、小杉、石郷、原田等は何れも之れに屬する。之等諸部落が古懸に入會してゐたことは上述の通りであるが、尙ほ何れの部落も夫々附近の山村に入會の慣行を有つてゐた。その所在、面積等の全貌を明らかにするには尙ほ調査が充分届いてゐないが、次の表は或る程度まで概要を示してゐる。

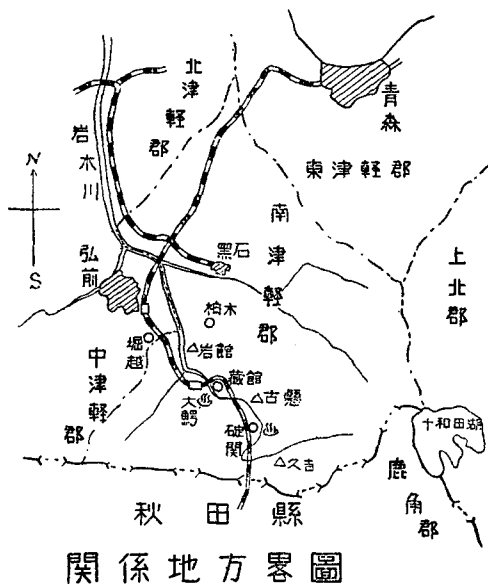
| 所 | 在 | 面積 | 入會 | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------------|----------|----------|---------------------|-----------|
| | | | 所 | 在 | | |
| 一 | 大鰐町大字 ^三 目内 | 五 ^町 ・三三 ^町 四 | 大字石郷外七大字 | | | |
| 二 | 同町大字居土 | 三三 ^町 ・〇〇〇 | 大字石郷外七部落 | | | |
| 三 | 竹館村大字小國 | 一六・〇〇〇 | 大字柏木町 | | | |
| 計 | 計 | 三九・一九一 | 四 | 藏館村大字長峯 | 五 ^町 ・〇三九 | 大字吹上外十四大字 |
| | | | 五 | 碓ヶ關村大字古懸 | 一〇・九三八 | 大字小杉外八部落 |

備考 前掲、青森縣報告「林野入會關係調査の件」に依る。但し入會側の「外何字」といふのが凡て同一町村内のみとは限らないから、假りに本統計が正しいとしても、凡て柏木町に屬するとは言へない。加之、本統計には既に述べた様に

若干分類上の誤謬がある。例へばこの場合でも、前記(四)の長峯に於いて吹上、柏木、高畑の三大字が有する入會地は總面積一〇四町步餘で、最近解消の結果、入會側が七八町步強を獲得してゐる。この他に、尙ほ同地に大字柏木のみで別に有する入會地があり、その中二〇町步餘を獲得した。即ち計約一〇〇町步の地藉が協定の結果柏木町の手に歸してゐる。(柏木町役場にて昭和十三年十一月調査の結果による)。然るに前表によれば同地に於いて僅に五三町餘の入會地のみを記してゐる。

前表の示す如く、本町諸大字の關係する入會地が約三百町步あるが、この中他町村を除いた本町の大字其他の部落のみが有する入會權の所在面積等の調査は當該町役場でさへ未だ完成されてゐない。然し町當局の言ふ所に

據れば、最近(昭和十三年十一月)までに他村地藉内に有した入會權の解消の結果、土地を分割した例は既に十八回に及んで居り、その中三ヶ所は土地を賣却したといふことである。何れにしても本町がその地元内に殆んど見る可き林野を有たないで、隣接の山村に二三百町步の入會地を有し、之等の中約七割が所謂部落有林野整理統一の波に乗つて、本町諸部落の完全な所有權に歸したことは明白である、つまり、柏木町は今や形式實質相並んで林野資源の享有者たる地位を得たと云ふ可きである。



關係地方畧圖

第二章 係争の沿革經過及び結果

第一節 概観

(一) 先づ係争の沿革を年次的に記しておかう。之れに依ると、藩制時代の記録に現はれた弘化二年（紀元二二五〇五年）の紛争から數へれば、協定の成立した昭和十一年までに九十二年間を経てゐる。

年 月 事 項

弘化 二・八 古懸内の岩館林場に關する係争に對する津經藩の裁決

明治 九・一二 岩館村より青森縣令に秣場地券下渡方を出願

同 一〇・二 青森縣令より岩館村に諭達

同 一〇・九 古懸・岩館間の協定成立

同 一六・三 古懸對岩館の「林場所立木伐採差止訴訟」に對する弘前始審裁判所の言渡（古懸の敗訴）

同 三二・七 岩館より古懸に對し「入會權確認及ヒ草木採取禁止並登記請求ノ訴」を青森地方裁判所弘前支部に出訴

同 三五・二 岩館より古懸の佐々木佐太郎外一名に對する「入會權確認及ヒ草木採取禁止請求ノ訴」を同じく弘前支部に出訴

同 三五・二 原告より「訴狀訂正ノ申立」

同 三五・二 原告側より「併合審理ノ申立」提出

同 三六・五 證人成田九左衛門に對する偽證事件判決（青森地裁刑事部）

同 三六・一一 岩館對古懸及び岩館對佐々木佐太郎外一名兩事件の併合判決（前者は原告勝訴、後者は原告敗訴）

同 三六・一二 古懸より岩館に對する控訴狀提出（函館控訴院）（甲）

同 三六・一二 岩館より佐々木佐太郎外一名に對する控訴（同右）（乙）

同 三七・一一 弘前區裁判所に囑託の上、實地檢證（甲）

同 三八・三 中間判決―岩館に本件訴訟の當事者たる能力なしとする古懸及び佐々木某等の獨立抗辯の却下（甲、乙）

- 同 三八・一〇 弘前區裁に囑託、實地檢證(乙)
- 同 四四・一二 裁判所初めて和解を勧める(甲、乙)
- 大正 元・一一 當事者和解の意あることを仄めかす
- 同 七・一一 併合審理(甲、乙)
- 同 一一・一 札幌控訴院に移る(甲、乙)
- 昭和 二・五 双方より和解条件を示す(甲、乙)
- 同 二・六 和解促進のため實地檢證(甲)
- 同 四・一〇 弘前區裁判所に和解裁判を囑託(甲)
- 同 七・三 弘前區裁判所より和解不調通知(甲)
- 同 一〇・一〇 最後の口頭辯論(休止)(甲、乙)
- 同 一〇・一一 柏木町長より和解進行中に關する願書提出
- 同 一一・四 和解成立(甲、乙)
- 同 一一・五 訴の取下(甲、乙)

(二) 前項の年次の變遷を見るに、本問題は、藩制時代・明治初期、及び明治中期以後大正昭和に至る三時代に區分することができる。之等の三段階に於ける係争は、單に時代の相違のみならず、その形式内容等に於ても夫々特徴を示してゐる。以下紙數の許す限り關係文書に依つてなる可く詳細に事實を明らかにすることを努めやう。

第二節 藩制時代

(一) さて、此の地方に何時頃から入會制度が発生したかといふことは素より判然しないが、我國には往古から「山川藪澤之利公私共之」といふ思想が制度化されて居たところを見ると、林野の豊富な東北地方であつても、住民が漸次に増し、政治的勢力圏も安定して來ると、從來自由に採つて居た山の幸も、自から一定の制約が行はれて、そこに不文の慣行が生れて來たことであらう。豊臣時代以來この地を領した津輕藩は、林政には殊に力を注

ぎ、直接營林事業を行つたが、（白河太郎・帝國林制史、四八頁以下）その他の林野に於ては依然として入會が行はれ、問題の林野もその一つとして永く慣行が存続してゐたものであらう。地籍は字關根澤に約七十二町、山元無澤に約十五町、合計八十七町ほどである。ところで既述（第一章第一節七項）した様に、古懸と岩館とは古來兎角融和を缺いてゐた。左様した事情から入會に就いても紛争が起り易かつたのであらう。かゝる紛争に對し藩の代官が調停し、當事者間に和解協定書を作製交替せしめたことを次の文書が示して居る。（證甲十八號ノ一、二及三）。

○

奉差上證文之事

一、林場壺ヶ所 但 古懸村領御山菰出澤峯通りヨリ
 二タ殿ノドエ迄無澤付平通り一岡

右林場之儀者段々御取扱ニ相成奉恐入候然ル處此度御頭様御誘（マ、ム）キ被仰付難有仕合ニ奉存候此上へ御取扱ニ相成候儀茂奉恐入候處ヨリ前書林場田植過肥養帥ヨリ林マテ此末岩館村へ苜取世可申候尤年々爲登山斷ト酒壺斗餅貳把年々岩館村ヨリ持參イタシ候へハ於右山所ニ此末決而トヤ角揉合等無御座候若約定通りニ相反シ萬一此末右林場所揉合構敷ノ儀出來候節者如何體之由事ニ被仰付候而茂一言之子細申問敷候爲後日之依而如件

弘化二乙年八月

五斬（マ、ム）組合頭 源 十 郎 ⑨
 同 八 右 衛 門 ⑨
 同 太 郎 右 工 門 ⑨
 五人組 佐 太 郎 郎 ⑨
 庄屋 平 次 郎 郎 ⑨

工 市 左 衛 門 様
 木 佐 源 太 様

前書之通承届候者也

八 月

工 藤 市 左 衛 門 ⑨
 木 村 佐 源 太 ⑨

古懸村ニ差遣證文下書

奉差上證文之事

一、林場壺ヶ所 但古懸領御山崙出ノ澤峯通リヨリ
 二、夕殿ノドイ無澤付平通リ一圓
 右林場之儀者段々御取扱ニ相成奉恐入候然處此度御頭様御傍被仰付難有仕合ニ奉存候此上御取扱ニ相成候儀モ奉恐入候處ヨ
 リ前番林場田植過肥糞艸ヨリ秣迄此末私支配岩館村ニテ苅取候定メニ相成尤年々爲登山斷ト酒壹斗餅貳把宛古懸村ニ差遣候
 得ハ右於山所ニ宛哉角採合等決而無御座候若約定通リ相反シ萬々一此末右林場處ニ付酒肴等差遣不申故ニ採合構敷儀出來候
 節者右山所御取上被仰付候而茂一言之子細申間敷候尤年ニ寄凶作等之節ハ平年酒直段ヲ以代料ニ而差遣候定爲後日如件

弘化二乙年八月

岩館村五斬組頭

兵 治 郎 ④

(下略)

尾崎組 手代中
 岩館村 庄屋中

弘化二乙年九月

御代官

其村秣場之儀ニ付採合之處此度夫々双方證文取替世取究候間永久無相違苅取候様尤モ證文約定通相反候而ハ越度可申付候間
 此旨村方へモ可被申付候 以上

九月五日

(二) 右の様な争ひは單にこれ許りでなく、尙ほ他處にもあつたことは古文書に見られるが、入會の體様は何れも類似してゐる。即ち一定の用益料として登山斷(若くは入山斷)を地元村へ支拂つてゐる。これには一般に多く酒肴を充てゝゐるが一部は金錢を以つてする例も見受けられた。

第三節 明治初期

(一) 明治元年太政官布第一〇九號、同四年布告第五二四號を初めとして、明治五年布告第五〇號の地所永代賣

買解禁等によりスタートを切つた土地解放は、やがて地券制度の公布となり、地租改正事業の發展となつた。これにより土地は凡て官有公有私有の三種に大別され、官有を除き夫々地券が下附された。後に、地所名稱區別の改正が行はれ、官有地と民有地とに二大別され、入會地は元の藩有を除き民有第二種となり、地租改正事務局は入會林野の所有關係の確定について詳細な規定を設けたのである（石田博士土地總有權史論、五三八頁以下參照）。

(二) 斯くして問題の土地は古懸村に地券が下附された。之れに對し、入會村たる岩館では早速反對を唱へ、當局に向つて變更を申請したが、其の理由は、從來の秣場にての利益は他物權の效果としてではなく、所有權の作用であると主張するかに見える（甲第十七號證）。この點は頗る興味ある問題である。後年協定の進行中の主張にも、古來、問題の土地を「岩館山」と唱へたといふ一點があること、相關聯して注意を惹くに足る。ところで、縣令は今更變更出來ないが、入會の慣行は従前通り差支ないと諭示した（甲第十六號證）。この處分にも結果はいゝとして論議の餘地がある。

秣場地券御下渡願

當村秣場之儀從來二大區十小區古懸村ニ所有罷有候處今般原野山林御改正ニ付秣場地券御下渡御布達ニ付當村へ地券御下渡之儀先般奉願候處官簿記載無之分ハ其村所有ニ難相立旨被仰付ニ御座候得共全官簿御記載之儀ハ古懸村地内之儀ニテ所有之儀ニハ有之間敷ト奉存候既ニ入會秣場之儀ハ舊藩之時所々爭論等モ有之候得共入會秣山之儀ハ地内村方之所有ニ致候儀無之勿論秣取之儀ニ付故障申懸候權ハ決而無之事ニ御座候且當村秣場之儀ハ南原田村秣場西小杉村秣場ト比隣往昔ヨリ秣自由ニ取取候儀ハ比隣及近傍村々ニテ覺知之事ニ御座候然ルヲ官簿御記載有無之儀ヲ以是迄所有之權利一時相失ト候而ハ後來農業難相成痛歎至極仕候隨テ從來權利之有無現今所有ノ事情御汲取地券當村へ御下渡被仰付度奉懇願候 以上

明治九年十二月廿二日

第二大區九小區岩館村

百姓總代 栗 林 九 助 助

村用係 岩 淵 助 右 衛 門 ㊦

青森縣令 山 田 秀 典 殿

前願之趣相違無之ニ付奥印此段上申仕候 以上

十二月廿三日

戸 長

清 野 準 一 ㊦

甲第千三百五號

書面願之趣券狀記載方へ成規モ有之難開届候條地租改正掛ヨリ申達候通追テ地元へ券狀下ケ渡候得共從前入會秣場取儀相違無之上へ譬ヒ記載無之共仕來之通無差支取取候儀者勿論ニ付猶地元へ遂示談不都合無之條入會取取候儀ト可相心得事

明治十年二月廿六日

青森縣令 山 田 秀 典 ㊦

(三) 右の論達に従つて、間もなく兩村では協定書を作成した。この際、單に岩館と單獨に協定した許りでなく、全入會村と總括的に文書の交換を行ったものと見える(第一章第二節第二項參照)。これに依り、慣行の内容も明白となり、新しい地租制度に應じ、入會村が地元村に納税の義務が定められ、形式上は地元の所有權が確認された形である。この變革はやがて次に新たな紛争を生ずる種ともなつた。要するに此の協定書は本件の始終を通じて最も重要な證據書類である(甲第一號證)。

爲 取 換 證

今般地租御改正ニ付秣場之儀者地元村江地券御下渡可相成候得共御官員御出張ノ上秣取取之儀者總テ別番記載之場所ニ於テ慣習之通双方共差心得異論等無之條候可致條深ク御諭達之趣奉長候依テ左ニ

一、秣場反別ニ應シ地租地課金本村並ニ入會村共年々豊凶ニ不拘可差出事
但地租ニ關スル割賦金者同様之事

一、改正入費之儀者本村入會村共現今及今後共反別相當可差出候事
一、野火番賃錢之儀者入會村所ヨリ本村江左之割合之通可申受候事
但其年々ニ寄實際不得止別段之入費相係リ候節ハ區務所ニテ調査シ協議ノ上相當可申受モノトス

一、金五 拾 錢

一、登山斷之節者慣行之通入會村所ガ本村江左之割合ヲ以可申受候事

一、酒壺斗八升、身欠餅四把

右之通双方共交際上信儀ヲ旨トシ入會林芻取向來聊カ異論等致間敷候段今般地租御改正ニ付後日之爲更ニ約定爲取換申證書依テ如件

明治十年九月

第二大區十小區古懸村

| | | |
|------|-------|---|
| 小前惣代 | 佐々木吉彌 | ④ |
| 村用係 | 木村彌七郎 | ④ |

入會

岩館村御中

前書之通約定證書爲取換候條相違無之候也

明治十年九月

第二大區十小區戸長

竹森

一 ④

(四) 唯、右協定書の中で解釋上注意す可き點は、第一項及び第二項の意義である。即ち第一項に「地租地課金本村並ニ入會村共」負擔するとあるが、當時この地方に行はれた類似の協定書によれば、本例の如く地元入會兩村負擔としたものと（例へば、明治十年九月、唐牛村大防）、之と異り、「其村ヨリ地元村エ……可差出候事」となすもの（例へば、同年同月、居土村と原田外）との二種ある。之等は夫々別箇の内容を持つものか、夫れ共、後者が正しいものか、何れにしても其の解釋に依つて、入會權の本質に相違を來す根本問題に觸れて來る。次に、第二項の「改正入費之儀者本村入會村共」云々の文例も、前項同様、二種あつて、兩村となすものと、入會村のみとなすものとの様である。何れにしてもこの二點は尙ほ研究の餘地があり、其の結果如何に本問題解釋の鍵となることは明白である。果然これを繞つて後の紛争は發生して居る。

(五) 右の明治十年に於ける協定書に依り、從來の慣行が茲に文書化され、轉換期に於ける入會制度の内容が明らかになつたところに意義がある。しかるに其後間もなく、用益の範圍について争が生じた。これは單なる用益の争といふよりは、新たに形式上所有權を認められた地元民が、その法律的優位に乗じて慣行を改變せんといふ意識が潜在して居たやうにも考へられる。これが古懸より弘前始審裁判所に提訴され、結局原告の敗北となつた。その經過は次に示す通りである(證甲四號ノ二及び一)。

訴 状

林場所立木伐採差止めノ訴
但シ商法上ニ非ス

一、松木並雜木二百七拾本但目通一尺回り以下十五年八月九日被告村民共林刈取リトシテ原告村ノ所有地ナル古懸地内無澤根澤へ登山致シ該林場所立木ノ内ヨリ前文ノ木種被告村民共ニ於テ伐採有之候ニ付其他伐採スルモ有合差止め可爲致候分證憑寫左ノ通り

爲 取 換 證 (略)

明治十五年始第百十九號

裁 判 言 渡 按

原 告 古 掛 村 中
代 人 幸 山 歌 次 郎
被 告 岩 館 村 中

青森縣陸奥國南津輕郡古懸村平民
原 告 柴 田 多 助
外 六 十 四 名
同縣同國同郡小杉村平民
右 代 人 木 村 喜 太 郎

同縣同國同郡岩館村平民

惣代

被告 齋藤重吉

同縣同國同郡同村平民

惣代

被告 岩淵善一

林場所立木伐採差止メノ訴訟ヲ審理判決スルコト左ノ如シ

原告ニ於テハ甲第一號證ノ秣場ハ往古ヨリ被告村入會ニシテ其刈取ノ權アルモ右場内ニ生立スル樹木伐採ノ權ナキモノヲ被告村ニ於テ自儘ニ伐採已ニ駄送等致シタルヨリ將來之レカ伐採ヲ差止メン事ヲ訟求スト云ヒ被告ハ往古ヨリ場所ヲ定メ入會致シ來リ且其場所ニ生立スル樹木ハ被告村ニテ舊來生育致シ置キタル事ナレハ是迄刈取ノ際小屋掛或ハ山路通行ノ橋々等ヘ用フルガ爲メ年々右伐採シ來リタル事ニ付今日ニ至リ原告村ノ差止ヲ受クベキ理ナシト云フ因ツテ原告被告ノ證據ヲ閱スルニ甲第一號證文中（深ク御諭達ノ趣奉畏候隨テ左ニ）ト記載シ而シテ契約ノ條目ヲ列記セシモノナレハ該秣場ハ往古ヨリ被告村ノ入會ナリシ故乙第一號證ノ如ク青森縣令ノ諭達ニ基キ從來ノ慣習ヲ永ク保證センカ爲メ契約證ヲ交換セシモノニシテ其當時原告村所有ノ秣場ヲ新タニ被告ヘ貸付ケ入會致サセタルモノニ非サルヤ明カナリ而シテ甲第二號證ノ如ク原告ニ於テ舊弘前藩ノ當時ニアリテハ原告村ニ於テノミ伐採ノ許可ヲ得タル云々陳辯スルモ其第二號證中（古懸榎兩村ノ者共爲助情前書秣場ヨリ伐採ノ上銀冶炭焼出シ願ノ通り被仰付云々）ト記載アルヲ見レハ單リ原告村ニ限り伐採ノ許可ヲ受ケタルモノニアラサルヤ證スルニ足ル而シテ明治九年地租改正ノ際該秣場内ニ生立セシ樹木多少アリタルモ官之ヲ民有ノ秣場トナシ地券下付セラレタル上ハ右樹木ノ伐採權ハ即チ從來ノ收獲權ニ付屬シタルモノニシテ元ヨリ被告村ニ於テ甲第一號證ノ如ク入會場所反別ニ應シ地租地課金其他迄差出來リタル事ナレハ獨リ地元村即チ原告村方ニノミ付與セラレタリト云フヲ得ス然レハ被告村カ右樹木伐採權ヲ有スルハ勿論ナリトス故ニ被告村ニ於テ該入會秣場内ノ樹木ヲ伐採セントシテ原告村ニ於テ之ヲ差止ム可キ權利無之モノトス因ツテ原告ニ於テハ本訴被告ヘ對スル訟求ハ不相立義ト心得可シ但訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ被告ヘ償却スヘシ

明治十六年三月十七日

（中略）

(六) 前項の訴狀では原告の主張が充分判明しないが、判決中に引用された所から見ると、被告の入會は認めるが、その範圍は秣刈取のみで樹木には及ばないといふにある。之れに對して被告は、秣刈取りのために要する小屋掛山路通行の架橋材料として古來自から生育し且つ伐採したものであると抗辯した。裁判所は被告の抗辯を認めて、夫れは本來の用益行爲に附屬するものであるとした。尙ほ原告が舊藩時代より樹木伐採は原告にのみ認められたことを立證するための第二號證は見當らないのでよく判明しないが、前記の様に秣刈取並にその附屬的行爲として一部樹木の伐採が是認されるとしても、他の樹木の用益が地元村に全然ないといふことが果して斷言出来るか否かは疑問の餘地が有すると思はれる。尤も被告は舊藩時代から原告に於て論地より樹木伐採を行つたことは無いと主張してゐる(甲第四號證ノ二)。

(七) 要するに、明治初年の入會制度は新舊制度の過渡期に際會して、本來、多少内容の明白でなかつた慣行が、假令文書化されたにしても、尙ほ且つ若干の疑點を残し、更に過渡期の立法並に行政の常として種々の動搖もあつたので、可成混沌たる状態を呈した。従つて、これに關する從來の學說にも解釋の相違があるやうだから、本件の場合もその斷案はこの上省察を重ねる必要を認める。

第四節 明治中期より大正・昭和時代に至る迄

其の一 第一審

(一) さて明治政府の施政も漸次に整備され、この問題に關係ある主なる事項としては、市町村制の實施(明治二十三年)に依り部落有林野統一の端緒をなしたと、國有林野下戻法(明治三十二年)に依つて地租改正事業の缺陷について一部修正を圖つたこと並びに舊森林法(明治三十年)の發布により盜伐の特殊規定が設けられたこと及び民法(明治二十九年)制定により入會權に對する法律的解釋の暫定的基準が明らかとなつたことなどをあげることが出来るやう。かゝる間に、當面の問題である入會については、前述の訴訟事件によつて一先づ解決さ

れてから一時平隠に返つたやうであつたが、明治三十二年七月十五日に至り問題は再び紛争を惹起した。即ち、新たに地券が地元を下附されてから、地元民は論地に立入り草木を採取するが、これ舊慣に反し、獨り入會村にのみ採取權は存するとなして、岩館が「入會權確認及草木採取禁止並登記請求ノ訴」を提出した（青森地裁弘前支部、明治三十二年（ワ）第一〇九號）。

訴 狀

原 告 青森縣南津輕郡柏木町村大字岩館
右代表人 同縣 同郡 同 村長

齋 藤

三十四年十二月二十三日承繼届出 正

青森縣青森市大字柳町三番戸平民

辯護士

右訴訟代理人 田 中 藤 次 郎

入會權確認及ヒ草木採取禁止並登記請求ノ訴

被 告 青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸

右代表人 同縣 同郡 同 村長

北 川 常 吉
三十二年十月廿日承繼ニ依ル

訴 訟 目 的 物

青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番ノ内

一、原野反別七拾貳町八畝壹歩

同縣同郡同村大字山元無澤三十九番ノ内

一、原野反別拾五町六反歩

右地所ニ於ケル草木全部採取ノ入會權確認及ヒ草木採取ノ禁止並ニ同入會權ノ登記ヲ求ムニアリ

此價格金四百九拾圓

一定ノ申立

被告ハ原告カ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番ノ内原野反別七拾貳町八畝壹歩、同縣同郡同村大字同字山元無澤三十九番ノ内原野反別拾五町六反歩ノ草木全部採取ノ入會權アルヲ確認シ及ヒ同所ニ立入り草木ノ採取ヲ爲スヘカラス又被告ハ右入會權ノ登記ヲ爲スヘシ訴訟費用ハ被告之ニ負擔スヘシト判決相成度候

請求原因ノ事實

青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤ハ古來柏木町村大字石郷、同村大字原田同村大字岩館、同所字山元無澤ハ碓ヶ關村大字古懸、柏木町村大字岩館ニ於テ入會區畫ヲ定メ其區畫内ニ於テ各草木ヲ採取シ來リタル處明治九年山林原野地租改正ノ際其所有名義ヲ地元村タル被告古懸ト爲シタルモ舊來ノ慣習ニ基キ各區畫内ニ於テ草木ヲ採取シ其區畫内ノ地租其他ノ公課金ハ各入會村ニ於テ負擔出金スヘキ事ニ定メ隨テ原告岩館ニ於テ草木採取スヘキ區畫反別七拾貳町八畝壹歩及ヒ拾五町六反歩ノ地租金六圓九拾七錢八厘及ヒ其他ノ公課金ハ原告之ヲ負擔出金シ同場所ノ草木ハ獨リ原告之ヲ採取シ以テ舊慣ヲ持續シ來リタリ然ルニ被告同場所ニ立入り恣ニ草木ヲ採取シ原告之ヲ禁止スルモ應セス本訴提起仕候
右出訴仕候也

明治三十二年七月十五日

原告訴訟代理人 田 中 藤 次 郎 印

青森地方裁判所弘前支部

裁判長 判事 野 田 英 三 殿

(二) 後に明治三十五年二月十七日、原告は訴狀訂正の申立をなした如く一部の更正を求めた。

一定ノ申立

被告ハ原告カ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤貳番壹號反別九拾四町壹反貳畝貳拾八歩ノ内南津輕郡柏木町村大字石郷同村大字原田ノ入會貳拾六町四畝貳拾七歩ヲ除キ殘反別六拾八町八畝壹歩同所同字貳番貳號反別貳町歩同所同字貳番參號反別貳町歩合反別七拾貳町八畝壹歩及ヒ同郡同村同大字山元無澤三拾九番ノ内原野反別拾五町六反歩ノ草木全部採取ノ入會權アルヲ確認シ被告ハ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スヘカラス訴訟費用ハ被告之ヲ負擔スヘシト判決相成度候也

入會權の實證的研究（其の一）

(三) 岩館では更に古懸の佐々木佐太郎外一名を相手取つて、同じやうな「入會權確認及ヒ草木採取禁止請求ノ訴」(弘前支部、明治卅五年(7)第一四號)を提出した。其の主張によれば該地は前訴の問題となつた土地に含まる可きもので、同一の目的物に對する一箇の訴となすことが可能であるとなし、同時に「併合審理ノ申立」を申出した。これなどは面積僅かに四町歩、價格は二百四十圓で、前訴が、八十七町歩餘にして四百九十圓なるに比較すれば、比較的高く見積つてあるが、夫れにしても、斯んな小額の目的物のために提訴してしかも尠なからぬ費用を投じて争ふ處に感情的對立の苛烈さを示してゐる。

訴 狀

原 告 青森縣南津輕郡柏木町村大字岩館

右岩館代表人 同 村 長

齋 藤 正

青森地方裁判所々屬辯護士

右訴訟代理人 田 中 藤 次 郎

入會權確認及ヒ草木採取禁止請求ノ訴

青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸

三十一番戸平民農

被 告 人 佐 々 木 佐 太 郎

右同所同大字拾壹番戸平民農

被 告 人 佐 々 木 金 次 郎

訴 訟 目 的 物

青森縣南津輕郡碓ヶ關大字古懸字關根澤貳番ノ貳號

一、秣場反別貳町歩

右同所同番ノ參號

一、林場反別貳町歩

原告ハ被告佐太郎ニ對シ右字關根澤貳番貳號林場反別貳町歩ニ付被告金次郎ニ對シ右同所同番參號林場反別貳町歩ニ付草木採取入會權確認及ヒ草木採取ノ禁止ヲ求ムルニアリ

此見積價格金貳百四拾圓

一定ノ申立

被告佐太郎ハ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字關根澤貳番貳號林場反別貳町歩ニ付被告金次郎ハ右同所同番參號林場反別貳町歩ニ付原告岩館ニ草木全部採取ノ入會權アルヲ確認シ被告人共ハ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スヘカラス訴訟費用ハ被告人共之ヲ負擔スベシト判決相成度候

請求原因ノ事實

前示南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字關根澤貳番ノ貳號及ヒ同番參號ハ原告岩館ニ於テ草木全部採取ノ入會權ヲ有スル字關根澤貳番ノ内反別七拾貳町八畝壹歩ノ一部ニシテ原告ハ古來同所ニ於テ草木ヲ採取シ冬期間ノ馬糞等ニ供用スルモノニ有之隨テ同所ノ地租及其他ノ公課金ハ原告之レヲ負擔シ來リタル處明治貳拾年貳月五日地元村碓ヶ關村大字古懸ニテ同所ノ分筆ヲ爲シ前記二筆ヲ結局被告人共ハ所有權ノ移付ヲ爲シタリト雖モ原告ハ舊來ノ慣例ニ依リ爾來尙ホ入會權ヲ實行シ草木採取ヲ爲シ來タルモノナルニ被告人等ハ近來他古懸村民ト共ニ同所ニ立入り草木ノ採取ヲ爲サント相謀リ原告ノ權利實行ノ妨害ヲ爲スモノニ付本訴提起スルモノニ候
右出訴仕候也

明治三十五年二月二十日

右原告代理人 田 中 藤 次 郎 ㊦

○

併合審理ノ申立

原告大字岩館代表人同村長齋藤正被告佐々木佐太郎同佐々木金次郎間ノ入會權確認及草木採取禁止請求事件ト明治三十二年(ワ)第百〇九號原告大字岩館代表人同村長齋藤正被告大字古懸代表人同村長北川常吉間ノ入會權確認及草木採取禁止請求事件トハ訴訟目的物ハ同一ニテ固ト一箇ノ訴ニテ請求スル事ヲ得ヘキ事件ニ付民事訴訟法第百二十條ニ依リ併合審理相成度此段申請仕候也

(四) ところで佐々木某外一名に對する訴の對象となつた土地は、原告の主張と異り、元來別個のものであり、其の性質も津輕藩特有の制度上「見繼山」と稱せられたものである。見繼山とは、藩制時代に官山の一部を地元村民の一人若くは數人或は全村又は數ヶ村に對し保育を命じ、之に應じ或程度の利用を認容したもので(白河・制史五〇頁、遠藤安太郎・山林史上より見たる東)、論地は元來官有地となる可き所を、明治初年に地元の民有地に編入されたものであつて、古懸村中が「仕立見繼之處今般村中ニ而不得止事入用出來」(乙證第三號)につき賣却したものである。この問題も興味あるが、大體判決にも見えてゐるから詳説は割愛する。

(五) 斯くして併合審理の結果、明治三十六年十一月九日、判決は下された。其間證人の偽證事件を生じ、第一審は無罪であつたが檢事控訴の結果、青森地裁刑事部で有罪の宣告を受けてゐる(乙第十一號ノ四)。これは附近の藏館村大字長峰にある入會地で地元長峰の村民が、秣とは別の俗稱カツキ及び小柴等の採取を行つた慣行の存在につき虚偽の證言をなしたといふにある。而して、此地方の入會慣行の内容を定めるに重要であるが、判決は古懸にはこの慣行なきものとなした。この點は尙ほ多少の疑問を挿み得られる。又、證人の中には「田植最中ニ付」出頭出來ないと不參届を出したものは何れも民訴二九四條第一項により處罰せられ、「病名心臓」で步行に堪へぬといと怪しげな診斷書を添えた者は免れてゐる。これなど瑣事に見えるが農村民としては考へさせられることである。

次に示す通り、判決では古懸に對する原告の主張は認められ、佐々木某等に對する分は棄却された。之に依れば前者につき、地元が入會地では全然用益權なく單に地租割その他の附加税を收得し得ることになるが、果して妥當か私は若干の疑問を有つてゐる。判決全文を次に示す。

○

青森縣南津輕郡柏木町村

原告 大 字 岩 館

右代表人 柏木町村長

栗 林 豐 次 郎

右訴訟代理人 辯護士

田 中 藤 次 郎

青森縣南津輕郡碓ヶ關村

被告 大 字 古 懸

右代表人 碓ヶ關村村長

北 川 常 吉

同縣同郡同村大字古懸平民農

被告 佐 々 木 佐 太 郎

同縣同郡同村同大字平民農

被告 佐 々 木 金 次 郎

右被告三名訴訟代理人 辯護士

川 口 榮 之 進

右當事者間ノ明治三十二年(ワ)第一〇九號、同三十五年(ワ)第一四號入會權確認並草木採取禁止請求事件併合審理判決スル事左ノ如シ

主 文

被告大字古懸ハ原告カ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番一號原野反別九拾四町壹反貳畝二十八歩ノ内、南津輕柏郡木町村大字石郷、同原田ノ入會反別貳拾六町四畝二十七歩ヲ除キ殘反別六拾八町八畝一歩及ヒ同郡同村同大字字山元無澤三十九番ノ内原野反別拾五町六反歩ノ草木全部採取ノ入會權アル事ヲ確認シ被告ハ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スヘカラス原告カ被告佐々木佐太郎及ヒ佐々木金次郎ニ對スル請求ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ被告大字古懸ニ對スル部分ハ被告大字古懸ノ負擔トシ被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ對スル部分ハ原告ノ負擔トス

事實

原告訴訟代理人一定ノ申立ハ被告大字古懸ニ對シテハ主文記載ト同趣旨ノ判決ヲ求メ被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ對シテハ被告佐々木佐太郎ハ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番二號秣場反別二町歩ニ付被告金次郎ハ同所同番三號秣場反別二町歩ニ付原告ニ草木全部採取ノ入會權アルヲ確認シ被告二人共ハ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スヘカラス訴訟費用ハ被告等ノ負擔タルヘシトノ判決ヲ求ムト云ヒ其原因タル事實ハ被告大字古懸ニ對シテハ原告ハ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤ニ付テハ同郡柏木町村大字石郷同原田ト又同所字山元無澤ニ付テハ被告大字古懸ト古來ヨリ入會區畫ヲ定メ其區畫内ニ於テ草木ヲ採取シ來リタル處明治八年山林原野地租改正ノ際其所有名義ヲ地元村タル被告古懸ト爲シタルモ舊來ノ慣習ニ基ツキ各區畫内ニ於テ草木ヲ採取シ其區畫内ノ地租其他ノ公課金ハ各入會村ニ於テ負擔出金スヘキ事ニ定メ隨テ原告岩館ニ於テ草木採取ノ區畫反別堰根澤ノ分七十二町八畝一步及ヒ山元無澤ノ分十五町六反歩ノ地租金六圓九十七錢八厘及ヒ其他ノ公課金ハ原告之ヲ負擔出金シ同場所ノ草木ハ獨リ原告之ヲ採取シ以テ舊慣ヲ持續シ來リタリ然ルニ被告ハ同場所ニ立入り恣ニ草木ヲ採取シ原告之ヲ禁止スルモ應セス又被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ對シテハ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番ノ二號及ヒ同番ノ三號ハ原告大字岩館ニ於テ草木全部採取ノ入會權ヲ有スル字堰根澤二番反別七十二町八畝一步ノ内ニシテ原告ハ古來同所ニ於テ草木採取シ來リタル處明治二十年二月五日地元村即チ碓ヶ關村大字古懸ニ於テ同所ノ分筆ヲ爲シ前記二筆ノ所有權ヲ被告等ニ移轉シタリト雖モ原告ハ舊來ノ慣例ニ因リ爾來尙入會權ヲ實行シ草木採取ヲ爲シ來リタルモノナルニ被告人等ハ近來他ノ古懸村民ト共ニ同所ニ立入り草木ヲ採取ヲ爲サント相謀リ原告ノ權利實行ノ妨害ヲ爲スニ付本訴提起ニ及ヒタリト云フニ在リ其立證トシテ甲第一號乃至第十九號證ヲ提出シ人證並檢證調書ヲ採用セリ被告訴訟代理人一定ノ申立ハ原告請求ノ棄却ヲ求メ其抗辯事實ハ被告大字古懸ニ付テハ原告カ被告所有ノ堰根澤二番ノ一號反別七十二町八畝一步及ヒ字山元無澤三十九番ノ内反別十五町六反歩ニ付キ原告カ入會權ヲ有スル事ハ之ハ爭ハレサルモ本訴原告カ入會權ヲ主張スル場所カ不明ニシテ訴カ不適法ナルノミナラス檢證ノ際原告カ申立タル境界線ニハ不當ノ點アリテ之ヲ認ムル事ヲ得ス且原告ノ有スル入會權ハ單ニ秣草ヲ採取スル事ヲ得ルノミニテ樹木ニ付テハ一切原告ニ於テ伐採ノ權ナク又秣草ニ付テモ入會權ノ性質トシテ原告ニ全部採取ノ權ナク被告モ亦共ニ之ヲ採取スルノ權利ヲ有スルモノナレハ原告請求ニ應スル事ヲ得ス次ニ被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ付テハ原告ノ請求スル個所即チ字堰根澤二番ノ二號及ヒ三號地

ハ同字二番ノ一號地トハ元ヨリ別種ノ地所ニシテ大字古懸ニ於テ曾テ原告ノ爲メニ入會權ヲ設ケタル事ナキモノナレハ其請求ニ應シ難シト云フニ在リ其立證トシテ乙第一號乃至第十三號證ヲ提出シ人證並檢證調書ヲ授用セリ

理由

第一、本訴原告カ被告大字古懸ニ對スル請求ニ付キ審按スルニ先ツ被告ハ本訴請求ノ場所不明ニシテ不合法ナル旨抗辯スル所アリト雖モ原告ハ一定ノ申立トシテ其場所ノ字番反別等ヲ表示シ該場所ニ於ケル入會權ヲ被告ニ確證セシメ併セテ被告ノ不行爲ヲ請求スルニ在リテ其場所ノ區域ハ字番等ニ依リテ自ラ定マルヘキモノナレハ之ヲ以テ不合法ノ訴ナリト謂フ事ヲ得サルノミナラス受命判事ノ檢證調書ヲ觀ルニ原告カ主張スル場所及ヒ區域ハ實地上明確ニシテ其大體ニ付テハ被告ニ於テ之ヲ爭ハス唯堰根澤二番ノ一號西方ノ境界線ノ幾部及ヒ山元無澤ノ内南方一部ノ境界線即チ檢證調書見取圖中黃色ノ部分ニ付キ被告カ之ヲ爭フニ過キス即チ堰根澤二番ノ一號西方ノ境界線ニ付テハ原告ハ檢證調書第一圖(ホ)ノ小澤ヲ境トシテ其ヨリ(キ)ノ小堰ヲ溯リ堰根澤溪流ニ出テ同溪流ニ從ヒ山元無澤ノ溪流ト落合フ處即(ハ)點ニ至ルニ在リト主張シ被告ハ(ホ)ノ小澤ヲ以テ境トスルハ山道(ノ)ニ至ルマテニシテ其ヨリ右山道ヲ界トシ堰根澤溪流ニ出テ更ニ之ヲ下リテ(ハ)點ニ至ルニ在リ而シテ右山道ト小堰トノ間ニ位スル黃色ノ地域ハ堰根澤二番ノ一號地ニアラスシテ山元無澤三十九番ノ内ニ當リ被告ノ單獨秣場ナリト云フニ在リ然レトモ檢證調書ニ依レハ(ホ)ノ小澤ハ古來ヨリ存在セルモノニシテ又(キ)ノ小堰モ經久ノモノト認ムル旨ノ記載アリテ地勢上原告主張ノ如ク右小澤ヨリ小堰ニ傳ハリ境界線トスルヲ相當ト認メラルルノミナラス被告主張ノ如クセハ山元無澤ノ一端而モ極メテ小面積ノ部分カ山元無澤ノ溪流ヲ超越シテ存在スル事トナリ自然境界ト認メ難シ又山元無澤ノ部分ノ係争地ニ付テハ原告ハ檢證調書見取圖(ア)ノ松樹ヨリ(ウ)ニ達スル箇所即チ黃色ノ區域モ山元無澤三十九番ノ内ニシテ原告ノ入會地内ナリト云ヒ被告ハ山元無澤三十九番ノ内ニアラスシテ字三ツ森二番ノ二號地ナレハ原告ノ入會地外ナリト主張スルニアリ然レトモ檢證調書ニ依レハ右黃色ノ部分ハ山元無澤三十九番ノ内原告入會秣場(圖面)ニ續ケル崖頭以降ノ傾斜地ニシテ其箇所ニハ雜木繁茂セル林相トハ全然別異ナルカ故ニ此ノ溪流兩岸ノ傾斜地ハ一體ヲ爲セル箇所ナリト認ムルヲ得ストアルノミナラス甲第四號證附屬圖ニ依ルモ山元無澤ハ溪流ヲ界トシテ三森ニ接シアリテ原告主張ト符合セリ被告ハ該圖ハ誤謬ナリト云フモ曾テ古懸村民カ原告ト爲リ提起シタル訴狀ニ添付シタル圖面ナレハ其記載ハ寧ろ眞實ナリト認ムルヲ得ヘシ尙被告ハ乙第十號ノ一、二、三號證ヲ以テ之カ反證ト爲スト雖モ該號證字山元無澤ノ區域カ果シテ被告主張ノ通りナルヤ否實測圖ナルヲ以テ實地ニ就キ更ニ測定スルニアラサレハ之ヲ明ニシ難ク殊ニ之カ調製者タル證人葛原茂助ニ於テモ乙第十號證ノ二ノ圖面ノ西端ノ或幾分ハ檢證見取圖ノ箇

處ニ該ルヤ實地ニ就カサレハ判明セサル旨ノ陳述ヲ爲スノミナラ該號證カ原告ノ承認ニ出テタルモノト認ムヘキ確證ナキヲ以テ到底被告ノ主張ヲ證明スルニ足ラサルモノトス之ヲ要スルニ字堰根澤二番ノ一號及山元無澤三十九番ノ内ノ原告入會權ノ區域ニ付テハ原告ノ主張スル所ヲ至當ト認メサルヲ得ス、次ニ當事者間ノ爭點タル入會權ノ範圍如何即チ原告ノ有スル入會權ハ單ニ秣草刈取ノ權アルニ止リ樹木ニ付テハ一切之ヲ伐採スルノ權ナキモノナルヤ殊ニ秣草ニ付テモ原告カ專ラニ之ヲ刈取ル事ヲ得スシテ被告モ亦之ヲ刈取ルノ權ヲ有スルモノナルヤ否ヤ是レ本案ニ付主要ノ爭點ニ屬ス、抑モ入會權ノ性質ニ付テハ主トシテ各地方ノ慣習ニ依ルヘキモノニシテ一樣ナラス或ハ他人ノ所有地ニ於テ草木等ヲ採取スル地役權ノ如キモノアリ又或ハ共同シテ或地上ノ草木ヲ採取スル共有權ノ性質ヲ有スルモノアリ故ニ民法ニ於テモ第二百六十三條ニ共有ノ性質ヲ有スル入會權ヲ認メ又第二百九十四條ニ於テ共有ノ性質ヲ有セサル入會權ヲ認メタリ然レハ被告抗辯スルカ如ク入會權ハ必スシモ地元村ニ共同シテ草木等ノ採取ヲ行ハサルヘカラサル性質ノモノニアラサルハ毫モ疑ヲ容レズ然リ而シテ明治十年ノ作成ニ係ル甲第一號證ニ依レハ「今般地租御改正ニ付キ秣場ノ儀者地元村ヘ地券御渡可相成候ヘ共御官員御出張ノ上秣刈取ノ儀者總テ別紙記載ノ場所ニ於テ慣習之通り相方共差心得異議等無之様可致云々」秣場反別ニ應シ地租地課金並ニ地租ニ關スル割賦金等本村並入會村共年々豊凶ニ不拘差出スヘク又野火番賃並登山斷料トシテ酒一斗八升身欠餅四把入會村ヨリ本村ヘ可申受旨記載アリテ其附屬圖面ニハ字堰根澤七十七番ノ内反別七十二町八畝一步及字山元無澤二番反別十五町六反步岩館村秣刈場概略繪圖面トアリ是ニ依テ之ヲ觀レハ地元村ト入會村ト各別ニ秣刈取ノ個所ヲ限定シ地元村ハ地元村ノ刈取區域ニ於テ入會村ハ入會村ノ刈取區域ニ於テ之ヲ刈取リ互ニ相侵ス事ナク而シテ之ニ對スル地租其他ノ公課等ハ各其刈取區域ノ反別ニ應シテ之ヲ負擔シ唯入會村ハ刈取登山ノ場合ニ地元村ニ對シ一定ノ給付ヲ爲スヘキ義務アル事ヲ定メタルモノト解釋セラル、ニ因リ右堰根澤反別七十二町八畝一步及ヒ山元無澤反別十五町六反步ニ付テハ舊岩館村即チ現今大字岩館ナル原告ニ於テ專ラニ入會權ヲ有シ地元村即チ大字古懸ナル被告ニ於テハ之ニ立入り秣草刈取ノ權ヲ有セサルモノト認メサルヲ得ス然ルニ被告ハ該證中秣場反別ニ應シ地租等本村並入會村共年々豊凶ニ不拘可差出又改正入費ノ義ハ本村入會村共反別相當可差出事トアルヲ以テ被告モ亦該ケ所ニ付其負擔ヲ分チ從テ該ケ所ニ立入り秣草刈取ノ權アルモノナル旨抗辯スト雖モ果シテ然レハ該付屬圖中ニ地元村ノ刈取反別ヲ區分シテ記載アルヘキ管ナルニ單ニ岩館村秣刈場略圖トシテ其反別ヲ明記シアルニ依レハ該ケ所ハ全部岩館村即チ原告大字ノ專ラニ刈取ルヘキ區域ヲ表示シタルモノナル事甚ダ明ニシテ該號證中ニ本村モ反別相當地租等ヲ負擔スヘキ旨ノ文詞アルハ他ナシ地元村ニ於テハ別ニ秣刈場アリテ之ニ對スル地租等ノ負擔ヲ地元村ニ於テ爲スヘシトノ意味ニ外ナラス現ニ山元無澤ノ一部現今大字管木ニ賣渡シタルケ所ニ於テ被告カ秣草ヲ刈取リタル事ハ被告ノ

争ハサル所ナレハ此等ノケ所ニ關スルモノト認ムルヲ得ヘシ若シ假リニ被告ノ云フ如クセハ甲第一號付屬圖ノケ所ニ對シ被告カ其負擔ヲ分チタルノ事實アルヘキ筈ナルニ毫モ其立證アル事ナク却テ原告ニ於テ地租其他ノ支出ヲ爲シタル事ハ甲第五號乃至第九號證ニ依リテ明ナリ加之證人齋藤七内ニ於テハ自分ノ居村大字石川ニ於テ古懸地内ニ入會秣場ヲ有シ秣ニ付テハ地元村ニ於テ一切刈取ラス石川ノ村民ノミ添皆刈取り入會山ノ租稅等ハ總テ入會村ノミニテ負擔シカツチキニ付テモ地元村ハ刈取ラス而シテ右秣場ニ付テハ明治十年ニ地元村即古懸ト證書ヲ取換ハセアル旨ノ陳述ヲ爲シ證人木村與市ハ居村大字小杉ニ於テハ古懸地内ニ入會權ヲ有スル山地アリ明治十年ニ約定證ヲ取換ハセ地元村ハ草刈ニ遣入ル事出來ズ地租金等ハ總テ入會村ニテ負擔スル旨ノ陳述ヲ爲シ又證人岩間清兵衛ニ於テモ居村大字堀越ニ於テ古懸地内ニ秣場入會權ヲ有スル所アリ秣刈ヤ小柴刈ニハ地元村ニ於テ這入ラスカツチキモ地元村ニ於テ入會山ニ入り刈リタル事ナシ入會村ニテ地租金等出金シアルニ因リ地元村ト雖モ入會山ニ立入り草ヤ小柴ヲ刈取ル事能ハサル旨ノ陳述ヲ爲セリ此等ノ證言ハ何レモ信フ措クニ足ルヲ以テ各證人等ノ居村ノ有スル入會秣場ニ地元村タル被告カ立入り秣刈取ヲ致ササル事明ナリ果シテ然レハ原告ノ有スル入會秣場ニ對シテモ亦之ト同一ナリト認ムル事ヲ得ヘキ筋合ナルニ因リ被告ガ本訴入會場所ニ立入り秣刈取權アリト抗辯ハ之ヲ採用スル事ヲ得ス

次ニ原告ノ有スル入會權ハ單ニ秣刈取ノ權アルノミナルヤ將タ樹木モ亦之ヲ伐採スルノ權アルモノナルヤニ付キ之ヲ説明センニ甲第一號證ニ於テハ秣刈取ノ儀ハ云々トアリテ樹木ニ付テハ何等記載スル所ナキニ因リ一見スレハ原告ノ有スル入會權ハ秣刈取ニ限ラレ樹木ニ及ハサルモノノ如シト雖モ前文ニ今般地租改正ニ付秣場ノ儀ハ云々トアリテ其場所タルヤ元來原野ニシテ山林ニアラス之ヲ檢證圖書ニ照スニ堰根澤ノ兩崖面即谿間ハ雜木小柴等生立シ林相ヲ爲セトモ他ハ全部草原ニシテ點々小松小柴等生立シ居ルモ甚稀少ナリ(雜木小柴ノ林相ヲ爲セル部分ハ主トシテ被告佐々木佐太郎、佐々木金)又山元無澤ニ付テモ殆ソト堰根澤二番一號地ト同様草山ニシテ稀ニ雜木小柴ノ生立スルノミナル旨ノ記載アリテ現今ニ於テモ地目ハ勿論實地モ原野ニシテ素ヨリ樹木ヲ眼中ニ置クヘキ場所ニアラサルヤ明ナリ故ニ甲第一號證ニ於テハ主トシテ秣刈取ノ事ニ付記載シタルモノニシテ之ニ依リテ原告ノ有スル入會權ハ樹木ニ及ハサルモノト速斷スル事ヲ得ス却テ該號證ニ於テ入會村カ入會反別ニ應シ地租其他一切ノ負擔ヲ爲スヘキ旨記載アルニ因リ若シ特ニ入會反別内ナル樹木ニ付權利ナキ趣旨ナリトセハ其旨ヲ附記スヘキヲ當然トスルニ其ノ記載ナキニ徴スルモ何等制限ナキモノト解釋スルヲ相當トス殊ニ該號證ニハ慣習ノ通り差心得云々ト記載アリテ證書ニ明記ナキ事項ニ付テハ慣習ニ從フノ意思ト認メラルルニ因リ其慣習如何ヲ考查スルニ甲第二號證ニ依レハ明治十六年ニ於テ被告村民ヨリ原告村ニ對シ樹木伐採差止ノ訴訟ヲ起シ敗訴ノ判決ヲ受ケタル事明ニシ

テ之ニ依テ觀レハ原告村ニ於テハ其以前ヨリ樹木ヲ伐採シ來リタルノ事實ヲ認ムルニ足り尙證人外川藤次郎ノ陳述ニ依ルモ其居村南津輕郡竹館村大字廣船ニ於テ同村大字切明字山下秣場ニ往古ヨリ入會ヲ爲シ來リ明治十年ニ甲第十一號證ノ一爲取換證ト題スル入會秣場ニ關スル契約ヲ爲シ居リテ居村ニ於テ秣ヲ刈リ且同所ニ立居ル小柴若クハ立木ヲ採取シ來リ地元村ハ一切之ヲ立入ラス又同號證ノ二ノ如ク居村ニ於テ入會秣場ノ樹木ヲ他人へ賣却シタル事アリ又同號ノ三ノ如ク小國村民カ難木ヲ伐採シタルトキ託證ヲ取リタル事アリ是古來ノ慣習ニ基ツクモノナル旨ノ證言ヲ爲シ該證言ハ信ヲ措クニ足ルモノト認ム而シテ甲第十一號證ノ一ナル爲取換證ハ其文詞全ク甲第一號證ト同様ナレハ地方慣習上入會場所ノ樹木モ亦入會村ニ於テ之ヲ伐採スルノ權アルモノト認メサルヲ得ス況ンヤ被告ノ申立タル證人佐々木吉彌ノ陳述中其居村即チ被告大字古懸ニ於テハ是迄草木ヲ採取セスニ居リタル旨ノ陳述アリテ被告カ原告入會秣場ニ立入り樹木ヲ伐採セル事實ナカリシ事蔽フヘカラサルニ於テオヤ而シテ被告ノ援用セル證人中成田豊次、三浦米吉等ノ之ニ反スル陳述アリト雖モ信用シ難キニ付之ヲ採用セス又被告ハ乙第一號證ニ依リ樹木ハ地元村カ伐採權ヲ有スルノ立證ニ供スト雖モ右ハ被告ト石郷原田兩大字トノ間ニ於ケル特別ノ契約ナレハ之ヲ以テ一般ニ地元村カ樹木伐採ノ權アルモノト謂フ事ヲ得ス却テ斯カル特別ノ契約ニ因リ初メテ地元村ニ於テ其權ヲ有スルモノト推測スルヲ得ヘシ何トナレハ若シ慣習上地元村ニ於テ其權アリトセハ殊更ニ此等ノ證書ヲ取換ハスルノ必要ナカルヘキ筋合ナレバナリ又乙第二號證ニ至リテハ被告カ苦木村ニ秣場ヲ裂地賣渡スニ當リ特ニ其地上ノ立木小柴ヲ伐採スルノ權ヲ留保シタルモノナレハ之ヲ以テ入會秣場ニ於ケル樹木ヲ地元村ニ於テ伐採スルヲ得ルノ立證ト爲スニ足ラサルハ辯ヲ俟タサルナリ

之ヲ要スルニ原告カ被告大字古懸ニ對スル請求ハ正當ニシテ被告ノ抗辯ハ一モ理由アリトスル事ヲ得ス

第二、被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ對スル請求ニ付審按スルニ原告主張ノ根據トスル所ハ被告兩名カ所有スル字堰根澤二番ノ内二號及ヒ三號地ハ甲第十號及ヒ甲第十四號證ヲ以テ立證スル如ク明治二十年二月五日二番原野ヨリ分筆シタル元一個ノ原野ニシテ即チ甲第一號證付屬圖字堰根澤七十七番ノ内反別七十二町八畝壹歩ノ一部分ニ外ナラサレハ原告カ入會權ヲ有スル地域内ニ屬スルモノナリト云フニ在リ然レトモ該圖字堰根澤地域ノ一方ハ明ニ兩段ニ記載アリテ之ヲ檢證圖書第一圖ニ照スニ被告兩名ノ所有地ハ乙丙兩地ニシテ恰モ甲第一號附屬圖面兩段間ニ介在セルモノト見ユルノミナラス同調書中乙丙號地ハ溪流ヲ挾ミタル兩崖面ナル峻急傾斜地ノ部分即チ谿間ニシテ雜木小柴叢生シテ一ノ林相ヲ爲シ崖上草原トハ著ク林相ヲ異ニセル旨ノ記載アリテ實地上ヨリ推スモ堰根澤二番一號地ト同種ノ山地ト認メ難ク加之證人北川常吉ノ證言ニ依ルモ乙第七號證ノ番線繪圖ニ在ル二十三番ニ介在セル部分ハ乙第八號證ノ番線野帳ニ記載アル二十二番ノヶ所ニ當リ二十二番ハ

當今堰根澤ノ二番二號ト唱フルモノナリ其番號ノ變更セル次第ハ當時臺帳ニナカリシニヨリ名義ヲ持タセルニ因リ字堰根澤ニ番ヨリ分筆セル様ニ爲シタルニ過キス元ヨリ別個ノ山ニシテ古來樹木カ澤山生立シアリテ秣場ニ這入ルヘキモノニアラサル趣旨ノ陳述アリテ信用スルニ足レリ然レハ被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎兩名所有ノ字堰根澤ニ番ノ二號三號地ハ唯名義上同字ニ番ノ一號ヨリ分筆シタルニ過キスシテ元別個ノ山地ナルコト益々明白ナレハ原告カ入會權ヲ有スル地内ニアラス從テ甲第一號付屬圖面字堰根澤七十七番ノ内反別七十二町八畝壹歩ノ地所ハ全ク被告大字古懸ニ對シ請求スルケ所ニ當ルモノニシテ原告カ被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ對シテノ請求ハ許容スヘカラサルモノトス

以上ノ理由ナルニ因リ主文ノ如ク判決セリ

青森地方裁判所弘前支部

裁判長 判事 西村 重敏 (印)

判事 澤地 甚藏 (印)

判事 境澤 彌太郎 (印)

其の二 第二審

(一) 第一審判決に對しては、明治三十六年十二月二十二日古懸より岩館に對し、同年同月二十八日、岩館より佐々木某外一名に對して、函館控訴院に控訴し、何れも前の主張を貫徹せんとした。即ち、古懸は岩館の入會權は認めるが、依然としてその範圍につき争ひ、自村も亦一部の利用權あることを主張した。岩館の佐々木某等に對する主張は飽く迄論地の分筆移轉を否定すること前審の場合と同様である。次に二つの訴狀(函控明治三六(一)三七(ネ)一號)を示さう。

○ (古懸——岩館)

入會權確認並草木採取禁止請求之控訴

判決表 示

右當事者間ノ青森地方裁判所弘前支部明治三十二年(ワ)第一〇九號入會權確認並草木採取禁止請求事件ニ付明治三十六年十一月九日同支部ハ左ノ判決ヲ言渡サレタリ

入會權の實證的研究(其の一)

判決主文

被告大字古懸ハ原告カ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番一號原野反別九拾四町壹反貳畝二十八歩ノ内南津輕郡柏木町村大字石郷同原田ノ入會反別貳拾六町四畝二十七歩ヲ除キ殘反別六拾八町八畝一步及ヒ同郡同村同大字字山元無澤三十九番ノ内原野反別拾五町六反歩ノ草木全部採取ノ入會權アル事ヲ確認シ被告ハ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スベカラス訴訟費用ハ被告大字古懸ニ對スル部分ハ被告大字古懸ノ負擔トシ此判決正本ハ明治三十六年十一月廿日之カ送達ヲ受ケタリ右判決ハ全部不服ニ付全部控訴申立候

本件係爭物價格ハ金四百九十圓ナリ

控訴ノ事實理由

本件係爭地ナル碓ヶ關村大字古懸字堰根澤二番一號ノ内反別七十二町八畝一步並同大字字山元無澤三十九番ノ内反別十五町六反歩ニ對シテ被控訴大字ハ干草ト稱スル秣苧取ノミノ入會權ヲ有スルコトハ之ヲ爭ハサルモ樹木並田地ノ肥料ニ供スルカツキ並其他カツボシ等ニ付テハ地所ノ所有者タル控訴大字ニ採取ノ權アルモノナルヲ以テ被控訴大字カ右秣苧取入會地全部ニ對シ草木全部ノ入會權ヲ主張スルハ謂レナキコトニ屬ス然ルニ原裁判所ハ控訴大字ニ於テ被控訴大字ノ前記地所ニ對スル草木全部ノ入會權ヲ確認シ且ツ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スヘカラスト判定シタルハ不當ノ裁判ナリト思料候ニ付覆審ヲ仰キ候

一定ノ申立

原判決ノ全部ヲ廢棄セラレ更ニ被控訴大字ノ請求ヲ棄却スルノ御判決ヲ受ケ度候
右及控訴候也

明治三十六年十二月廿二日

○（岩 館——佐々木佐太郎外一名）

入會權確認並草木採取禁止請求ノ控訴

判決表示

右當事者間ノ青森地方裁判所弘前支部明治三拾五年（ワ）第一四號入會權確認並草木採取禁止請求事件ニ付同裁判所ハ明治三拾六年十一月九日左ノ如ク判決セリ

判決主文

原告カ被告佐々木佐太郎及ヒ佐々木金次郎ニ對スル請求ヲ棄却ス訴訟費用ハ被告佐々木佐太郎、佐々木金次郎ニ對スル部分ハ原告ノ負擔トス

右判決ニ對スル判決正本ハ明治三拾六年十二月二十日控訴人ニ於テ送達ヲ受ケタルモ全部不服ニ付全部ニ對シ控訴申立候

此訴訟價格金貳百四拾圓

一定ノ申立

原判決全部ヲ廢棄セラレ更ニ被控訴人佐々木佐太郎ハ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤貳番貳號秣場反別貳町歩ニ付被控訴人佐々木金次郎同所同番參號秣場反別貳町歩ニ付控訴人ニ草木全部採取ノ入會權アルヲ確認シ被控訴人共ハ同所ニ立入り草木採取ヲ爲スベカラズ訴訟費用ハ第一、二審トモ被控訴人ノ負擔タル可シトノ判決相成度候

事實及理由

事實理由ハ第一審裁判所ニ於テ申立タルト同一ニシテ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字堰根澤貳番ノ二號及ヒ同番ノ三號ハ控訴人大字岩館ニ於テ草木全部採取ノ入會權ヲ有スル字堰根澤貳番ノ反別七拾二町八畝壹歩ノ内ニシテ控訴人ハ古來同所ニ於テ草木採取シ來リタル處明治二十年二月五日地元村即チ碓ヶ關村大字古懸ニ於テ同所ノ分筆ヲ爲シ前記二筆ノ所有權ヲ被控訴人等ニ移轉シタリト雖モ控訴人ハ舊來ノ慣例ニ因リ爾來尙入會權ヲ實行シ草木採取ヲ爲シ來リタルモノナルニ被控訴人等ハ近來他ノ古懸村民ト共ニ同所ニ立入り草木ノ採取ヲ爲サント相謀リ控訴人ノ權利實行ノ妨害ヲ爲スニ付本訴ヲ提起シ甲第一號乃至第十九號及人證並檢證調書ヲ援用シ立證シタルニ原裁判所ハ事實ヲ誤認シ控訴人ノ請求ヲ排斥シタルハ失當ナリト思料仕候

右控訴仕候也

明治三拾六年十二月廿八日

(二) 右の中前者に關し明治三十七年五月二十四日に第一回口頭辯論を始め、更に同年十一月十二日に、弘前區裁判所に囑託の上、實地檢證及鑑定を行はしめた。然るに數年の後に至り、控訴人大字古懸より大字岩館が「本件訴訟ノ當事者タル權能ナク、且被控訴人ノ本訴請求ニ於テノ判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ハ不適法ナリ」と獨立の抗辯を提出した。後述する如く、佐々木某外一名側よりも同様の抗辯が提出したが、之れに對し、併合の上却

下の中間判決がなされた（別項参照）。斯くして爾來再び口頭辯論は公開されたが、多くは當事者不出頭に了り大正七年以後は後者と併合審理をなすこととした。其間大正十一年、控訴院が函館より札幌に移り昭和二年五月改めて實地檢證が行はれた。これ主として現地に於いて和解を促進せんがためであつたが、既に大正の中年に及んでは、當事者側に於ても和解の氣運が生じ、双方より條件を提示したが未だ完全に一致するに至らず、昭和十年十月二十四日の第四十一回日の口頭辯論も空しく終つた。斯かる裡に青森縣當局が別個の行政的立場より爲された斡旋が功を奏し、遂に昭和十一年四月十日和解が成立し、同年五月十六日、訴の取下がなされた。

(三) 次に佐々木某外一名に對する岩館よりの控訴は、前述の如く却下の中間判決が下され、爾後論争の中心は、主として論地が果して所謂「見繼山」として前訴訟地と別個のものであり、且つ又夫れが地元有となり現所有者に移つたことが正當であるか否かに集中された。之れがため關係官廳たる青森縣廳、青森大林區署其他の責任者が總動員されて多數の證人申請となり、或ひは實地檢證を行つたが、結局明治初年、地租改正當時の調査不充分に素因を有することは明らかであるが、其後の手續は地元有利なことが公文書に依つて略明白となつた。この問題は見繼山が多い同地方として重要であるが茲には省略する。其後裁判所に於ても和解を勧めたが成立の見込なく、大正七年以後前訴と併合審理に移され、この間口頭辯論のため開延すること二十回に近く、その過半は休止に終つたこと前例と同様である。斯くして昭和十一年春前者と併合和解の成立を見たのである。

(四) 曩の中間判決の前半は所謂當事者適格 *Sachlegitimation*, *Prozesslegitimation* の問題であり、入會權の訴訟にまつはる重大な意義を持つてゐる。茲には判文を掲げて當時の法律解釋の相剋を見る可き參考資料としたい。論旨同一であるから前者のみをかゝげる。

中間判決

青森縣南津輕郡碓ヶ關村

控訴人 大 古 懸

右代表者 碓ヶ關村々長

北 川 常 吉

右訴訟代理人 辯護士 樋 之 亟

佐 藤 之 亟

青森縣南津輕郡柏木町村

被控訴人 大 岩 館

右代表者 柏木町村々長

栗・林 豐 次 郎

右訴訟代理人 辯護士 石 塚 源 吉

同 上 八 木 橋 榮 吉

右當事者間ノ明治三十六年(ホ)第一〇三號入會權確認並ニ草木採取禁止請求ノ控訴事件ニ付控訴人ヨリ獨立ノ抗辯ヲ提出シタルニ由リ當院ハ民事訴訟法第二百二十七條ニ則リ該爭點ニ對シ中間判決ヲ爲ス事如左

主 文

被控訴人ニ本件訴訟ノ當事者タル權能ナク且被控訴人ノ本訴請求ニ於テノ判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ハ不適法ナリトノ控訴人ノ抗辯ハ之ヲ却下ス

事 實

控訴人ノ獨立抗辯トシテ演述ノ要領ハ 第一、本件係争ノ入會權ハ被控訴人部落ノ住民資格ヲ保有スル其住民各個ニ歸屬スル財產權ニシテ被控訴人ナル法人ニ屬スルモノニ非ラス故ニ該入會權ノ主體ニ非ラサル被控訴人ハ控訴人ニ對シ本件ノ如ク該權利ノ確認ヲ請求スル權能ナク從テ本件訴訟當事者タルコトヲ得サルモノナリ 第二、本件被控訴人カ第一審以來判決ヲ

受ク可キ事項ノ申立トシテ演述セル所ハ一被告大字古懸ハ原告カ青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字振根澤二番一號原野反別九拾四町壹反貳畝廿八歩ノ内同縣同郡柏木町村大字石郷同原田ノ入會反別二十六町四畝二十七歩ヲ除キ殘反別六十八町八畝一步及同縣同郡同村大字古懸字山元無澤三十九番ノ内原野反別十五町六反歩ノ草木全部採取ノ入會權アルコトヲ確認シ且同所ニ立入り草木採取ヲナス可ラスト云フニ在リテ一筆ノ地所中幾部分ノ上ニ入會權存在ノ確認ヲ請求シタルモノナルコト明確ナルニ右ノ如ク目的物ニ對シテハ單ニ反別ヲ表示シタルニ過キスシテ地盤ノ區域ヲ確切ニ表示セス斯ノ如ク地盤ノ區域ヲ表示セスシテ一筆地ノ幾部分ノ地上ノ入會權存在ノ確認ヲ請求スルハ即判決ヲ受ク可キ事項ノ申立トシテ不適法タルヲ免レス以上二點ニ於テ原判決ヲ廢棄シ被控訴人ノ訴ヲ却下セラレシコトヲ求ムト云フニ在リ、被控訴人演述ノ要領ハ被控訴人ハ古來ヨリ本訴表示ノ地所ニ對シ係争ノ入會權ヲ有スルモノニシテ之ノ權利ハ被控訴人部落ニ屬シ住民資格ヲ有スル部落ノ人民各個ニ屬スルモノニアラス古來本訴入會權ノ取扱ニ付テ村用係或ハ惣代名義ニ於テ之ヲ執行シタル事蹟ナキニ非ラサルモ右ハ其當時一般ニ部落ト其住民トノ法律上ノ地位判明セサリシニ基クモノニシテ特ニ係争入會權カ部落ノ住民ニ屬スルコトヲ表彰シタルモノニアラス要スルニ係争入會權ハ被控訴人ニ屬スル權利ナルヲ以テ被控訴人ニ本訴當事者タル權能ナシトノ抗辯ハ其理由ナシ次ニ被控訴人ノ本訴請求ハ一定ノ中立ニ表示セル土地ノ境界確定ヲ目的トシタルモノニアラスシテ該土地ニ付キ一定ノ申立ニ表示ノ反別ニ被控訴人ノ入會權ノ存在スルコトノ確認ヲ得併テ控訴人ハ草木ノ採取ヲナスコトヲ得サル旨ノ當事者間ノ關係ヲ決定スルコトヲ唯一ノ目的トナシタルモノニシテ之ノ趣旨ニ符合スル判決ヲ得ル以上ハ被控訴人ハ完全ニ其訴旨ヲ達シ且豫期スル利益ヲ收メ得ルモノナルニ由リ假リニ併セテ境界確定ノ判決ヲ得サルカ爲メニ判決ノ執行ニ多少ノ障礙ヲ來スコトアリトスルモ爲メニ不適法ノ請求ト稱スルヲ得ス故ニ判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ニ於テ不適法ナリトノ控訴人ノ抗辯ハ理由ナシト云フニ在リ

理 由

山林又ハ原野ニ於ケル草木採取ノ入會權ハ其性質完ク一ノ收益權ナルヲ以テ此權利ハ部落ナル法人ニ屬スルコトアリ或ハ部落ノ住民資格ヲ保有スル人民各個ニ屬スルコトアリ必ラスシモ一樣ナラス故ニ二者其孰レカ主體タル場合ニ於テモ入會權ノ性質ニ反スルモノアラス我國古來ノ慣例ニ於テ亦之レニ異ナル事蹟ノ存在ヲ認ムル能ハサルニ由リ原野ニ於ケル草木採取ノ入會權ハ其性質住民各個ニ屬スルモノナリト云フカ如キ若クハ從來一般ニ住民資格ニ從屬セシモノナリト云フカ如キ控訴人ノ主張ハ採用スルニ由ナク而シテ甲第一號證明治十年中當事者間ニ於テ本訴入會權ヲ慣習通り維持スルコトニ付爲取換タル契約證書ヲ檢スルニ其宛名ハ入會岩館村御中ト記載アリテ即被控訴人部落ニ對シテ該契約ヲ締結シタルモノナルコトヲ察知

スルヲ得可ク更ニ甲第四號明治十年中ノ係争入會地ノ入費金受取證ヲ檢スルニ總テ其宛名ハ岩館村村用係御中ト記載アリテ其當時ニ於テハ一村ノ代表資格ヲ有スル村用係ニ宛テタルモノナルヲ以テ被控訴人部落ニ宛テタルモノト解スルヲ得可シ此等ノ各證書ヲ較量スルトキハ係争入會權ハ古來ヨリ被控訴人部落ニ屬セシモノト推定スルヲ相當トス可ク此推定ヲ覆スニ足ル可キ適切ノ證明ナクシテ住民ニ屬スル權利ナリト主張スル控訴人ノ陳述ハ信用スルニ足ラス從テ被控訴人ニ本訴當事者タル權能ナシトノ控訴人ノ第一抗辯ハ其理由ナシ

次ニ入會權確認請求ト入會地ノ境界確認請求トハ各其目的ヲ異ニスルヲ以テ同一土地ニ對スル場合ト雖トモ互ニ其確定ノ範圍ヲ侵サスシテ判決スルコトヲ得可キ法律上ノ關係ヲ有スルノミナラス各請求共ニ其レニ附隨スル特種ノ利益存在スルコトヲ理解シ得可キニ由リ亦必スシモ同時ノ確定ヲ必要トナスモノニアラサルヲ以テ各其請求ノ範圍内ニ於テ判決ヲ受ク可キ事項ノ申立ヲナス以上ハ此點ニ於テ申立ハ適法ナリト解スルヲ得可ク而シテ時ニ或ハ右二個ノ請求方同時ニ確定セサル結果判決ノ執行ヲ圓滿ナラシムル能ハサル場合ナキニアラスト雖モ之ヲ以テ不適法ノ申立ト斷スル能ハス本件被控訴人請求ノ趣旨ハ或ル土地ノ争ナキ反別ノ上ニ入會權存在ノ確認ヲ得且控訴人ニ於テ草木ノ採取ヲナスコトヲ得サルコトニ當事者間ノ關係ヲ決定スルコトヲ目的トナスモノニシテ其判決ヲ受ク可キ事項ノ申立中ニ該土地及其入會反別ヲ表示セルニ由リ即其請求ノ目的物ハ完全ニ表示シタルモノト解スルヲ得可ク又特ニ被控訴人ハ請求ノ趣旨ニ符合スル判決ニ依テ特種ノ法益ヲ享有シ得ルモノナルコトヲ推定シ得可キニ由リ要之被控訴人ノ一定ノ申立ハ其請求ノ趣旨ニ對照シテ形式上適法ナルコトヲ斷スルヲ得可ク同時ニ入會地盤ノ境界ヲ確定スルノ申立ヲ附加セサルモ之ヲ不適法ノ申立ト論スルヲ得ス故ニ此點ニ付テノ控訴人ノ抗辯亦其理由ナシ

以上ノ理由ヲ以テ主文ノ如ク判決ス

函館控訴院民事部

裁判長 西川 鐵次郎
 判事 長谷川 八二郎
 判事 川上 則文
 判事 三森 榮次郎
 判事 徳永 喜一郎
 判事 徳永 喜一郎

(五) 以上に示した様に、此の兩件は其の對象が歴史的に混沌たる封建時代の慣行に發し、更に近代的制度への過渡期に於ける錯綜した法制の時代に屬し、當時者の農山村特有の心理も加はり、まことに複雑な内容をもつてゐる。即ち一面に於いて封建的慣行と近代的法制との矛盾相剋の縮圖であり、他面農山村の經濟生活が過渡期に受ける不安動搖を反映してゐる。而して町村長の交替、裁判官の移動等も手傳つて訴の進行意の如くならず、兩者を併せれば實に約六十回の開廷が行はれたが、その過半は「當事者不出頭」のため中止に了つてゐる。

第五節 和解成立の經過と其の條件

(一) 本件については當事者間に於ても明治末期より和解の意思はほのめいて居たが、裁判所でも屢々勸解を試みた。かゝる間に、政府に於いては明治四十三年部落有林野の統一整理の方針を決定し、之れに基いて青森縣當局が鋭意その事業の進捗をはかり、茲に裁判所側の努力と相俟つて漸く機運は熟し、所有權分配の比率が争點となるに過ぎなくなつたのである。しかしながら、附近の同種問題と異り、本件は感情の對立も多少手傳つてその解決が遅れ、縣當局者が斡旋の結果、前後三回に互る協議會（昭和九年一月二十三日、同年五月二十六日、同十年十一月十八日）の結果漸く解決の曙光を見出し、遂に昭和十一年四月十一日、第四回日に至り完全に一致を見るに至つた。而して之等は何れも兩町村の中間に介在する大鰐町樓上で行はれた。

(二) 協定書は次の通りである。既に前章に詳述した如く、當該地方の慣例に従ひ、論地の所有權を分つたのであるが、その比較は、法律上の所有者に少く、用益權者に遙かに多いことが注目に値する。即ち、面積合計約九十町歩を、この地方の慣例一約三〇—七〇%に分けたのであるが、實測上では地元約二十二町、入會六十八町餘、即ち二五—七五%となつてゐる。從來一般に是認された概念的の所有權優越性から見て、遙かに遠い何物かゞひそむところに、入會權——少く共この地方の——の慣行のもつ特殊性を示してゐる。

南津輕郡碓ヶ關村大字古懸對同郡柏木町大字岩館入會權解消協定書

一、南津輕郡碓ヶ關村大字古懸字山元無澤三九

臺帳面積 一五町六〇〇〇步

一、同郡同村大字古懸字堰根澤（土地臺帳には關根澤とあり―筆者）

臺帳面積 七二町〇八〇一步

右ニ對スル入會權解消ノ上地元大字古懸ニ於テハ左記ニヨリ大字岩館へ無償讓與スルモノトス

記

一、堰根澤 二番目ノ峯ヲ境界トシ上流ニ向ツテ右側ハ大字古懸左側ハ大字岩館ニ於テ取得シ最後ノ境界線ハ終點依リ川ノ

流ニ直角ニ降ルモノトス

但シ異論地四町步ハ双方ニ於テ折半ノ上左側ハ大字岩館右側ハ大字古懸ニ於テ取得ノ事

右ノ通り協定候也

昭和十一年四月十一日

南津輕郡碓ヶ關村大字古懸

代表者 佐々木忠利

同 佐々木秀四郎

同 高阪銀次郎

南津輕郡柏木町大字岩館

代表者 齋藤繁太郎

同 太田平吉

同 栗林俊一

同 村長柴田直吉

書記 佐藤瀧五郎

南津輕郡柏木町 町長 鎌田彌平治

青森縣農林技師 岡田盛隆

右協定ニ參與セル官公吏

あとがき

本件は實に津輕地方に多い他村入會の特徴をよく示すのみならず、本邦に於ける入會權の主體内容效力等に關する主なる問題をふくみ、この制度に對する立法行政及び司法の三當局夫々異つた立場からの方針態度等を究むるためにも貴重の資料と信ずる。特に私が興味を覺えるのは、その訴訟記録に現はれた論争よりも、寧ろ、所謂解消條件に示された所有權分割の比率に就いてである。即ち、財産法上最も重要な地位を占むる所有權者と用益權者たる入會權者とが、夫々二對八乃至三對七といふが如き、後者が遙かに優越せる比率を以つて分割してゐる。これ現代法律制度の所有權中心思想から凡そ想像だも及ばないところである。勿論、ローマ法流の所有權偏重論に對し、ゲルマン法の研究、社會法學の勃興等に刺戟され、近時用益權の尊重説が擡頭しつつあり、就中、農業法に於てその必要が痛感せられ、立法上にも漸次に其の傾向が示されて來つつあるが、部落有林野統一政策を契機として、入會權につき、如上の如き行政施設が行はれつつあることは注目し値する。尙ほ、この意味に於いて入會權と封建的慣習法たる點に於いて一脈相通する永小作權に對する政府の立法政策が、飽くまで名義上の所有權者に厚くして、用益權者たる永小作人に薄き點と相對比すれば、何れが正しいか、夫の批判に役立つ可き一面をも有してゐると考へる。唯問題が複雑してゐるために説明の不充分の點もあり、頁數が意外に超過した爲め省略した資料も尙ほ相當にある。而して之等に就ては今後更に研究を重ねた上再論することゝなし、茲に一先づ筆を擱きたい。

（昭和十四年二月稿）